

名勝円山公園保存管理計画報告書 (案)

平成 27 年 11 月 2 日版

目 次

第 1 章 計画策定の契機と目的	1
第 1 節 契機と目的	1
第 1 項 計画策定の趣旨	1
第 2 項 基本事項	2
第 3 項 策定委員会の設置・経緯	4
第 2 節 上位計画・関連計画における位置付け	7
第 1 項 上位計画	7
第 2 項 関連計画	7
第 3 項 名勝円山公園保存管理計画の位置付け	8
第 2 章 名勝円山公園の成り立ちと現況	9
第 1 節 成り立ち	9
第 1 項 公園開設以前（明治 18 年（1885）以前）	9
第 2 項 公園開設・拡張期（明治 19 年（1886）～明治 42 年（1909））	12
第 3 項 第 1・2 次拡張期（明治 23 年（1890）～明治 38 年（1905））	13
第 4 項 公園改良期（明治 43 年（1910）～昭和 5 年（1930））	15
第 5 項 名勝指定時・都市公園法施行時（昭和 6 年（1931）～現在）	17
第 2 節 名勝円山公園の現況の把握と分析	24
第 1 項 関連法規制	24
第 2 項 現況の把握	35
第 3 項 名勝円山公園の変遷	47
第 4 項 課題の整理	53
第 3 章 保存管理	55
第 1 節 本質的価値の検討	55
第 1 項 名勝円山公園の本質的価値に係る事項の抽出	55
第 2 項 本質的価値	55
第 3 項 本質的価値を構成する諸要素の特定	57
第 2 節 保存管理方針	58
第 1 項 本質的価値を踏まえた保存管理方針	58
第 2 項 区域区分	60
第 3 項 各区域区分における保存管理方針	61
第 3 節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準	76
第 1 項 記念物内における行為と申請・届出の手續との相互関係	76
第 2 項 現状変更等の取扱方針及び取扱基準	78
第 4 節 周辺地域との保存管理における調整	80

第1項	周辺地域との保存管理における調整の必要性	80
第2項	周辺地域の管理の考え方	80
第3項	周辺地域と関係する区域の管理の考え方.....	80
第4章	再整備（修復）	83
第1節	再整備（修復）の前提条件.....	83
第2節	再整備（修復）の基本的考え方	84
第5章	活用	89
第1節	活用の基本的考え方.....	89
第2節	活用の進め方.....	91
第3節	活用に関わる具体的な取組.....	92
第6章	運営及び体制.....	93
第1節	運営の基本的な考え方	93
第2節	体制整備の基本的な考え方.....	94
別添資料		
1	上位計画・関連計画の概要	別添資料-1
2	周辺地域の自然的条件	別添資料-9
3	古写真等	別添資料-11
4	主な現況	別添資料-23
5	現状変更等に関する法又は省令等	別添資料-27
6	名勝指定範囲内における現状変更等の実態.....	別添資料-29
7	現状変更等の手続フロー図	別添資料-35

第1章 計画策定の契機と目的

第1節 契機と目的

第1項 計画策定の趣旨

円山公園は、明治6年（1873）の太政官布達に基づき、明治19年（1886）に開園した。市内で最も古い公園であり、明治22年（1889）の市制施行に伴い、京都府から京都市に移管された。

昭和6年（1931）10月21日には、「史蹟名勝天然記念物保存法」に基づいて国の名勝に指定された。

昭和31年（1956）には、都市公園法に基づく都市公園となり、それ以降、都市公園として、都市環境の保全を図るための維持が図られてきた。

円山公園は、東面に東山山麓、西面に八坂神社、南面に高台寺、北面を青蓮院や知恩院などに囲まれた、市内に数多く所在する公園の中でも稀有な好立地を誇っている。また、その歴史・文化的に由緒ある土地は、豊かな自然に囲まれており、開設以来、園内の祇園枝垂桜、園池と流れ、音楽堂を抱える市内随一の行楽地として、市民をはじめ、観光客など数多くの来園者を迎えてきた。

このように、名勝と都市公園という二面性が融和した円山公園は、来訪者をひきつける数多くの要素を持ちながら、これまで存分にその魅力が発揮されてきたとはいえない。一例を挙げれば、数多くの名勝庭園が所在する本市にあって、残念ながら、円山公園が国の名勝に指定されていることが市民等に強く認識されている訳ではない。また、本市として、名勝に相応しい水準の保存管理を実施してきたとは言い難い。さらに、都市公園として、極めて恵まれた立地にありながら、その条件に見合った整備・活用を実施してきたというには不十分であった。

折しも、平成28年（2016）に開園130周年を迎える節目を迎え、さらに平成32年（2020）には東京オリンピックが開催されることで、国内外からの来訪者を受け入れる機会を得た。

本市では、これまでの円山公園の保存管理を見直し、その自然的景観と中心市街地に近接する立地という最大の魅力を十分に活用し、より一層質の高い保存管理と再整備（修復）を行うことで、更に多くの市民をはじめとする来訪者が集い、自然と文化に触れる憩いの場となることを目指して保存管理計画を策定し、報告書にとりまとめるものである。

第2項 基本事項

(1) 計画の対象範囲

本計画は、名勝指定範囲（約 103,090 m²）及び都市公園区域（86,641 m²）を包括する範囲を対象とする。都市公園区域を範囲としたのは、円山公園の成立過程及び現況の利用動向を踏まえ、名勝円山公園の重要な要素として捉えたことによるものであり、必要に応じて同区域の保存管理に向けた検討を図る。

表 1 計画の対象範囲

名勝指定範囲	約 103,090 m ²
都市公園区域	86,641 m ² (内訳：国有地 62,164 m ² ，市有地 24,477 m ²)
計画の対象範囲	名勝指定範囲と都市公園区域を包括する範囲

出典：京都市資料

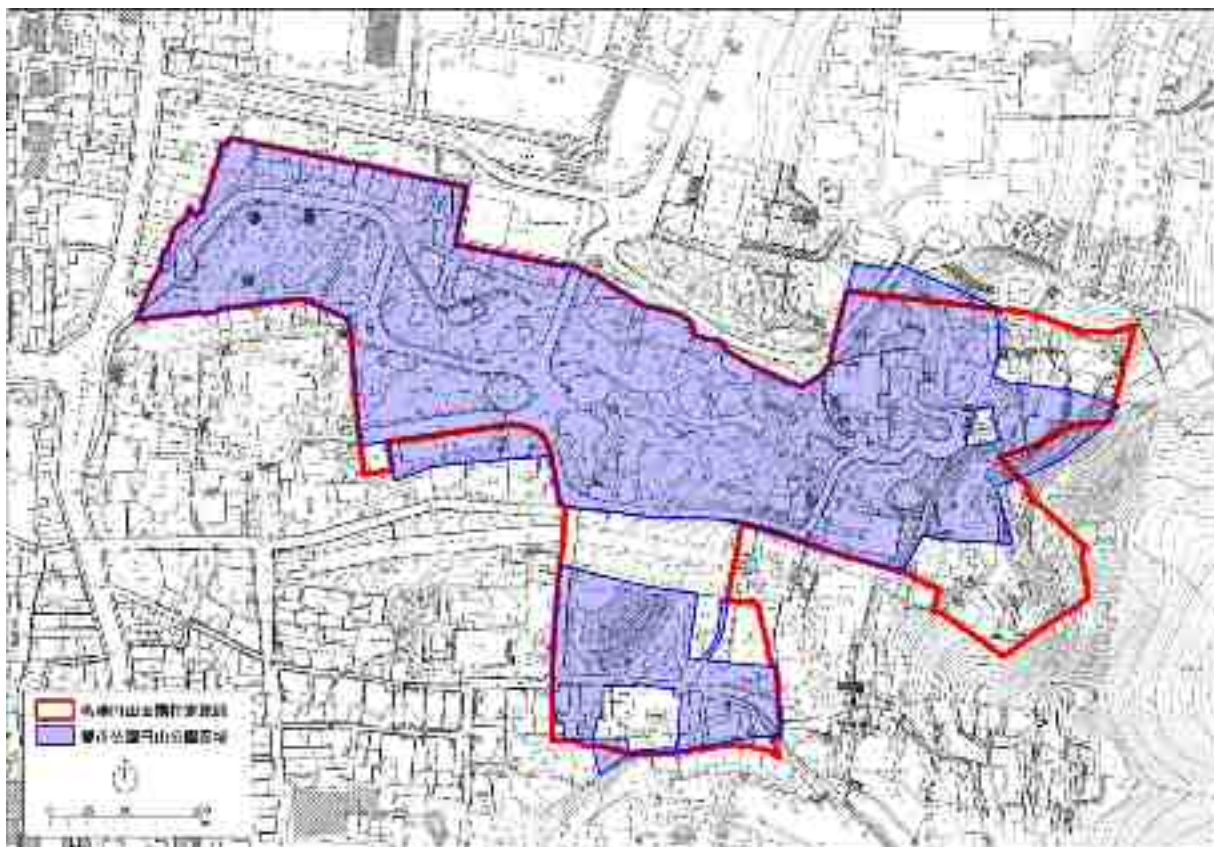


図 1 計画策定の範囲

出典：京都市資料を基に作図

(2) 指定の状況

昭和6年(1931)10月21日に円山公園は名勝に指定された。指定理由は以下のとおりであり、「四時遊覧ノ勝區」であることが、評価されている。

表2 円山公園 名勝指定資料

名 称 :	円山公園	
所 在 地 :	京都府京都市東山区円山町・祇園町・鷺尾町	
指定地域 :	(名勝指定 昭和6年10月21日 文部省告示第306号)	
	東山区 円山町	7-3, 462-1, 462-2, 462-3, 462-4, 463, 464, 465, 465-1, 466, 467, 468, 469-1, 469-2, 469-3, 469-4, 470, 471, 472, 473, 474 安養寺境内, 474-1 弁天堂境内, 474-2, 475, 476 長楽寺境内, 605, 606, 607, 608, 608-1, 609, 609-1, 610, 610-1, 611, 611-1, 612, 612-1, 612-2, 612-3, 613, 614, 615, 616-2, 617, 618-1, 619, 619-1, 619-2, 619-3, 620, 620-1, 621, 621-1, 621-2, 621-3, 621-4, 622, 622-1, 623, 623-2, 623-3, 623-4, 本願寺別院境内実測 1,566 坪 4 合 9 勺
	同 祇園町	348, 349, 350, 624, 624-1
	同 北側	
	同 鷺尾町	524 西行庵境内, 524 (公園地), 524 (宅地), 525 雙林寺境内, 525 (公園地), 525-1
		円山町 467 先より鷺尾町 524 先に至る道路敷
指定理由 :		
	(1) 指定基準 名勝の部第1 (庭園, 公園)	
	(2) 説明	
	京都市ノ公園ニシテ東山ノ西麓ニ在リ眞葛原ヨリ祇園林ニ亘ル一帯ノ地ナリ北ハ知恩院ニ接シ西及南ハ官幣大社八阪神社及大谷派本願寺別院ノ境内地ト界ス泉石園林ノ景致ヲ以テ一境ヲ成シ安養寺辨大堂長楽寺雙林寺西行庵其ノ中ニ在リ皆名所トシテ知ラル世ニ祇園ノ糸桜トスル巨樹又名高シ四時遊覧ノ勝區タリ	
管理団体 :	京都市 (昭和7年1月29日指定)	

出典：官報及び史跡名勝天然記念物指定等目録（文化庁記念物課），国指定文化財等データベースより作成

第3項 策定委員会の設置・経緯

本計画策定に当たっては、平成26年（2014）6月11日に「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を公布施行し、「名勝円山公園保存管理計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置した。

平成26年度（2014）は、主に計画策定のための現地調査を行うとともに、円山公園の成り立ち、現況と課題を整理し、策定委員会を2回開催し、保存管理の方向性と方針を検討した。

平成27年度（2015）は、過年度成果を踏まえ、策定委員会を3回開催し、現状変更等の取扱方針及び取扱基準や運営及び体制について検討するとともに、再整備（修復）に係る基本計画を検討し、所定の手続を経て本計画を作成した。

なお、策定委員会の委員等は、次のとおりである。

表3 名勝円山公園保存管理計画策定委員会名簿

氏名	役職等	備考
尼崎 博正	京都造形芸術大学 教授 日本庭園・歴史遺産研究センター 所長	委員長
丸山 宏	名城大学農学部 教授	副委員長
井上 剛宏	東京農業大学 客員教授	
小川 治兵衛	造園植治 11代目当主	
中嶋 節子	京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授	
オブザーバー	文化庁文化財部記念物課 京都府教育庁指導部文化財保護課	
事務局	京都市（建設局みどり政策推進室、文化市民局文化財保護課）	

策定委員会の開催状況は、以下のとおりである。なお、策定委員会は計5回開催し、平成26年度（2014）は2回、平成27年度（2015）は3回開催した。

表4 名勝円山公園保存管理計画策定委員会の開催状況

策定委員会	日時・場所	議事
第1回	平成26年（2014） 11月21日（金） 職員会館かもがわ中会議室	・計画策定の背景と目的について ・名勝円山公園の成り立ちと現況について ・名勝円山公園の課題について ・名勝円山公園の保存管理の方向性について
第2回	平成27年（2015） 2月7日（土） 東山区総合庁舎（北館）会議室	・現地視察 ・名勝円山公園の保存管理の方向性について ・名勝円山公園の保存管理方針について
第3回	平成27年（2015） 5月7日（木） 職員会館かもがわ中会議室	・平成27年度の取組について ・名勝円山公園保存管理計画（素々案）について
現地視察	平成27年（2015） 6月12日（金） 現地	・再整備（修復）について
第4回	平成27年（2015） 7月17日（金） 京都市役所 寺町第2会議室	・名勝円山公園保存管理計画（素案）について
第5回	平成27年（2015） 11月2日（月） 京都市役所 寺町第2会議室	・名勝円山公園保存管理計画（案）について

策定委員会の組織に関する細目を定めた市規則は以下のとおりである。

表 5 策定委員会の組織に関する細目を定めた市規則

京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会規則を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第11号

京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員会委員（第4条第1項の規定により部会の構成員として市長が指名する委員以外の委員をいう。以下同じ。）の互選により定め、副委員長は委員会委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員会委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第3条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会は、委員長が指名する委員会委員及び部会の構成員として市長が指名する委員をもって組織する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、委員長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、委員長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を委員会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)

第2節 上位計画・関連計画における位置付け

本市では、円山公園の保存管理計画に係る自然や緑、あるいは歴史と文化に関して、京都市基本計画や東山区基本計画などの上位計画、本市の関連計画などにおいて取り上げられ、文化財の保護、緑の保全、都市景観の向上、歴史的風致の維持向上などが謳われている。

本節では、これら本市で策定された上位計画・関連計画のうち、円山公園の保存管理に関する事項について概説するものである。

第1項 上位計画

(1) 京都市基本構想（平成13年（2001）～平成37年（2025））

京都市基本構想では、「本市がめざす都市のあり方を『世界文化自由都市』としてとらえ、『永い歴史に支えられた自然的風土である三方の山々、文化財や史跡の点在する山麓部、そしてゆとりと景観に恵まれた住宅地の一部は、自然と歴史的な景観の保全に努める。』」としており、名勝円山公園における自然と歴史的な景観の保全への取組が位置付けられているといえる。

(2) 京都市基本計画（平成23年（2011）～平成32年（2020））

京都市基本計画では、「『市民のくらしとまちづくり』の項目で『まちの基盤づくり』として、『永い歴史に支えられた自然的風土である三方の山々、(後略)』と記述されており、円山公園の保存管理は、その理念に合致したものであるといえる。さらに11の重点戦略のひとつとして、「歴史都市の品格と国内外の人々を魅了する『歴史・文化創生戦略』」を掲げており、名勝円山公園も京都の品格と魅力を国内外のひとつとに発信できる場とすることが期待される。

(3) 東山区基本計画（平成23年（2011）～平成32年（2020））

名勝円山公園が位置する東山区のマスタープランである東山区基本計画では、「未来像の1つとして『緑と清流、風情ある町並みが、心にも環境にもやさしいまち・東山』」を掲げており、名勝円山公園の緑と清流はまちづくり方針の重点プロジェクトとして位置付けることができる。

第2項 関連計画

(1) 緑の基本計画（平成22年（2010）～平成37年（2025））

緑の基本計画では、「円山公園は『拠点となる緑（既存）』」として位置付けられており、まとまった面積で残されてきた緑環境として高く評価されている。

(2) 都市計画マスタープラン（平成24年（2012）～平成37年（2025））

都市計画マスタープランでは、「『京都の魅力を高める土地利用』として『京都ならではの歴史・文化資源を活用し、観光の質を向上させ、新たな京都の魅力向上を図るため、自然・歴史・文化資源の保全、伝統産業や観光、商業サービス機能等の充実を誘導する』」としており、名勝円山公園においても、歴史や文化を活用して、観光、商業サービス機能の充実を図ることが求められている。

(3) 歴史的風致維持向上計画（平成 21 年（2009）～平成 32 年（2020））

平成 27 年（2015）6 月 29 日に「京都市歴史的風致維持向上計画」の計画変更が認定され、「名勝円山公園再整備（修復）事業」が追加された。ここでは、名勝円山公園が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由として、「円山公園は、本市における最古の公園で、自然の丘陵を利用して作庭されたこの公園は、公園中央部にある枝垂桜とともに市内随一の行楽地となっている。公園東側は東山に続き、西は八坂神社、南は高台寺、北は知恩院等に隣接し、観光地の一環を成している。この公園を再整備（修復）することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される」と位置付けられている。

第 3 項 名勝円山公園保存管理計画の位置付け

これらの各計画の関係は次図に示すとおり、「京都市基本構想」を基に、総合計画である「京都市基本計画」と相互補完する「東山区計画」の下に、分野別計画である「京都市緑の基本計画」、「京都市都市計画マスタープラン」、「京都市歴史的風致維持向上計画」と連携しながら、「名勝円山公園保存管理計画」が位置付けられる。

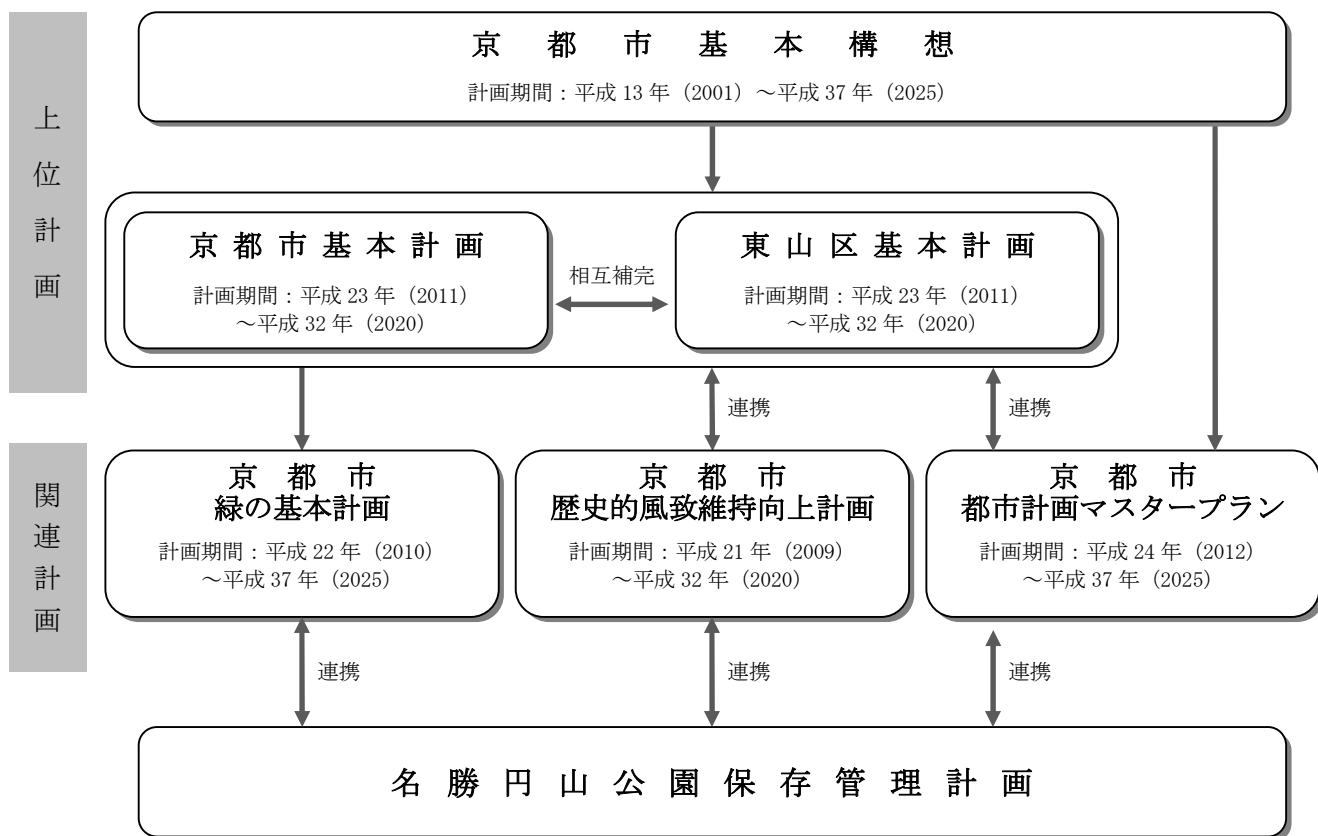


図 2 上位計画・関連計画における名勝円山公園保存管理計画の位置付け

第2章 名勝円山公園の成り立ちと現況

第1節 成り立ち

第1項 公園開設以前（明治18年（1885）以前）

名勝円山公園の位置する東山西麓から祇園社（八坂神社）に至る丘陵地一帯は、鎌倉以前より、真葛やススキが生い茂る「真葛ヶ原」と呼ばれた原野であった。東山西麓、知恩院より南に位置し、安養寺、長樂寺境内を含む圓山から、真葛ヶ原に至る一帯は、“円山”あるいは、南畑と呼ばれた。円山という地名の由来は、延暦年間（782～806）に最澄が開創し、建久年間（1190～1199）に慈鎮が中興した安養寺の山号“慈円山”と伝わる。加えて、鎌倉時代になると、慈円が「わが恋は 松を時雨の 染めかねて 真葛ヶ原に 風さわぐなり」と詠むなど、和歌の名所であった。

江戸時代には、安養寺境内において、東山西麓の起伏を活かし変化に富んだ庭園と建築をもつ時宗寺院の子院、六阿弥^{ろくあみ}が立ち並んだ。六阿弥は、それぞれに民衆へ席を貸す「貸座敷」を営み、その卓越した眺望と林泉美^{しんせんび}を背景に、詩歌連俳、歌舞遊宴^{かぶゆうえん}の名所地として知られた。『花洛名勝図会』^{からくめいしやうずえ}（元治元年（1864））では、当時の状況を、「閑寂幽静な原野であった真葛ヶ原が、洛下の騷客遊興^{さうかくゆうせい}の往返所として賑わうとともに、特に、六阿弥からの東山西麓の起伏を活かした都市部への眺望は素晴らしく、緑樹芳草四時の美色を備える遊興の場であり、実に洛陽観筵最第一の勝地であった」と伝えている。

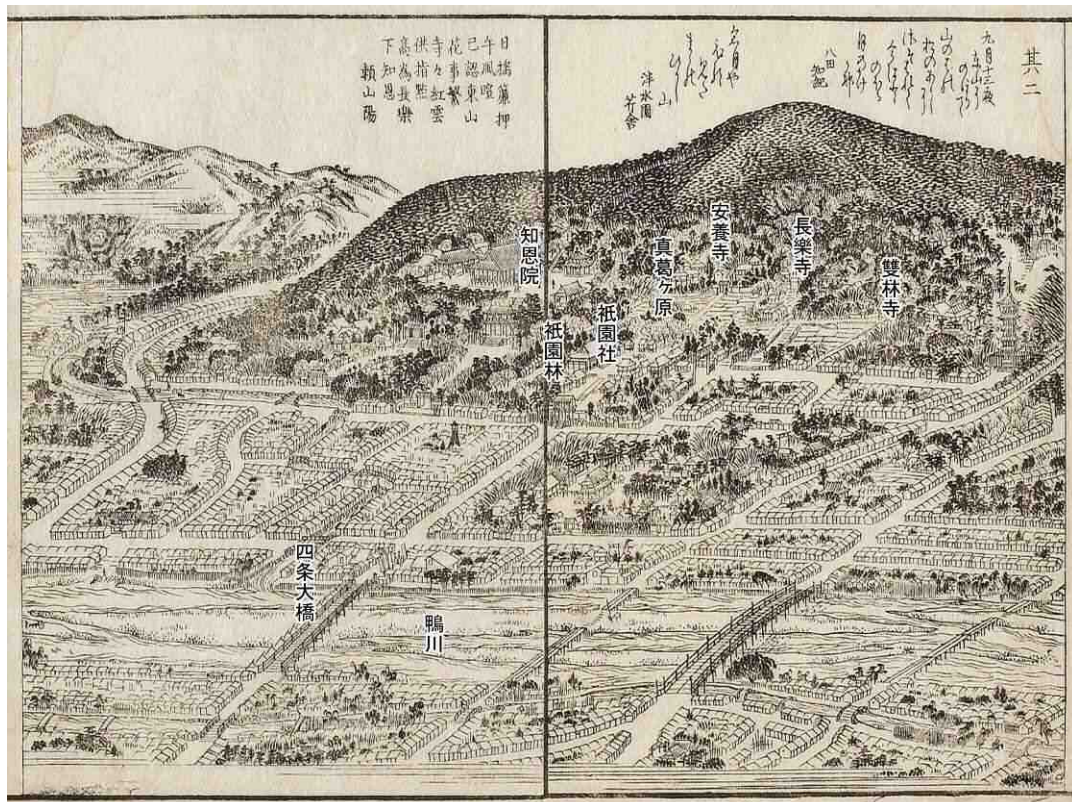


図3 江戸時代の円山

出典：晴翁木村明啓『花洛名勝図会 東山之部一』（1864, 15頁）より作成

¹ 六阿弥とは、勝興庵正阿弥、長寿庵左阿弥、花洛庵重阿弥、多福庵也阿弥、延寿庵連阿弥、多蔵庵源阿弥

明治4年(1871)に、**政府は**太政官布告第4号をもって、全国の社寺に対して、境内を除く全ての領地と除地(免租地)の上地を命じた「上知令」によって、祇園感神院(八坂神社)の祇園宝寿院をはじめとする坊舎とともに、安養寺及び六阿弥、長楽寺、雙林寺など、入り組んだ一帯の土地を官有地とし、円山の**土地利用**は大きく変わる事となった。²

明治6年(1873)に現在の円山公園を含む一帯が**上知された**以降、官有地を管轄する京都府に対して、勝興庵正阿弥外、四庵から、旧境内の借地、払下げ等を望む活発な動きが現れた。これは、旅館、料亭としての六阿弥の営業継続の許可を望むものであり、明治7年(1874)の教部省の許可を受け、旧境内の**一部**が払い下げられた。『改正各区色分町名京都名所巡覧記』(明治10年(1877))では、当時の状況を、「円山、下京第十五区に属す。時宗安養寺々中、左阿弥、正阿弥を一望し花雪の朝絶景他に類ひなし」と伝えている。²

明治5年(1872)以降に開催された京都博覧会へ来遊した外国人は、この一帯にあった旅館に宿泊した。³

また、明治6年頃(1873)に開業した吉水温泉⁴、明治12年(1879)に長崎の井上万吉によって也阿弥ホテルが**建設された**。⁵



図4 明治当初の真葛ヶ原周辺

(左上: 安養寺付近から祇園方面を望む, 右上・下: 真葛ヶ原から安養寺・長楽寺方面を望む)

出典: 京都市所蔵

² 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年(1996)8月, 1-2頁

³ 丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和59年度(1984)日本造園学会研究発表論文集2, 7-12頁

⁴ 出村嘉史『京都東山山辺における近代以降の景観変容に関する研究』平成15年(2003), 160頁

⁵ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年(1996)8月, 5頁

現在、桜の名所として知られる円山公園の中心といえば、祇園枝垂桜周辺であるが、江戸期の桜の名所といえば祇園林であった。初代祇園枝垂桜は、祇園宝寿院の庭にあったものであり、同院の建物は、慶応2年（1866）に失火した後、残存した。明治6年（1873）、この枝垂桜が、周辺の樹木とともに払い下げられ伐採されそうになっているところを、時の京都府観業課長明石博高^{ひろあきら}が、古木の伐採を惜しみ、金五円を出して買取り京都府に寄付した。このことを契機に、周辺が整備され、桜が多く補植され、枝垂桜は枯死する昭和22年（1947）まで、現在の位置で生き延び、桜の名所の象徴として多くの花見客に親しまれた。⁶

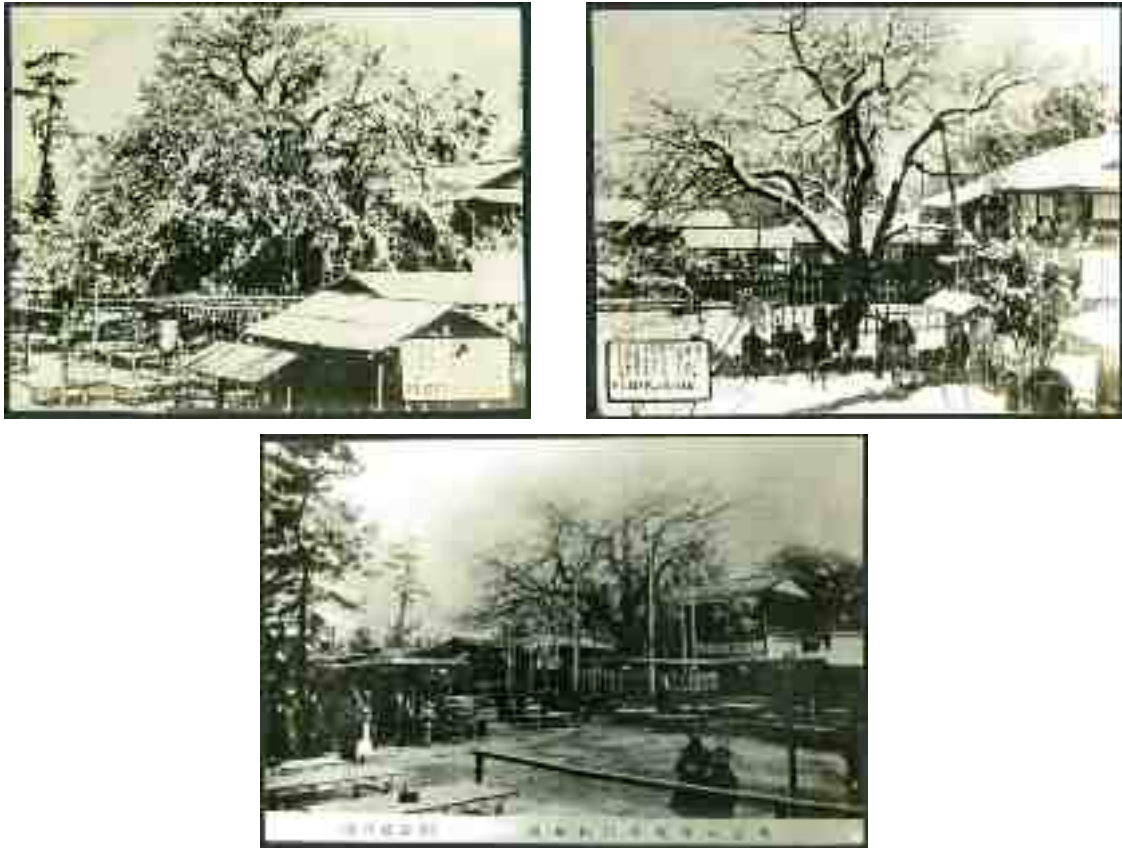


図5 明治当初の枝垂桜

（上段：明治元年（1868）、下段：明治8年（1875））

出典：京都市所蔵

このように名所としての賑わいをみせてきた円山では、明治8年（1875）に地租改正事務局達の社寺境内外区画取調規則に基づく調査が行われ、明治17年（1884）に『下京区社寺境内取調帳』（京都府庁文書）としてとりまとめられた。この調査では、下京区の各寺社の旧境内の内訳が記載されており、八坂神社、安養寺、長楽寺、双林寺の旧境内の内訳には、「明治十二年上申分」の但し書きを付して「名所地」という項が挙げられている。この名所地が明治19年（1886）の公園開設当時の範囲に含まれているため、既に公園開設以前から、円山公園の下地ができていたと指摘されている。⁷

⁶ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月、1-2頁

⁷ 丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和59年度（1984）日本造園学会研究発表論文集2、7-12頁

第2項 公園開設・拡張期（明治19年（1886）～明治42年（1909））

明治6年（1873）の太政官布告第16号に基づき、京都府から「公園地指定伺」を明治19年（1886）8月5日に提出し、同年10月29日に当時の内務大臣山縣有朋から許可を受け、同年12月25日に京都円山公園が開設した。⁸

その後、明治22年（1889）12月に、円山公園の所管を京都府から京都市参事会に移し、京都市円山公園が誕生した。⁸

三代目京都府知事の北垣国道が「京都ノ名勝地ハ市ノ経済ニ関スル事厯大ナリ内外人ノ此地ニ輻湊スルノ原因ハ社寺名勝地ノ存在スルニ由ル者多シ是京都固有ノ財産ナリ」と論じていたとおり、公園開設以前より、名所として賑わっていた円山に、公園を開設する目的は、名所地の保存に関連するものである。当時の新聞に「名勝地の盛衰は即ち京都市の盛衰に大関係あり」とあるように、名所地の保存を目的に円山公園を開設した経緯は、今後の京都の公園の方向性を示唆するものであると指摘されている。⁹

表6 明治19年（1886）公園地指定伺

右は当府古来の名所にして、衆庶群集遊観の場所に付、公園地に指定到度候、付ては該地の内、字円山は最も著明のものに付、表記数箇の地所を併せ、京都円山公園地と唱へ、何れも官有地第3種に編入、公園貸渡の規則を設け之を保護し、借地料の収入金は、該地保護費に充用致し度、尤双林寺、長楽寺、安養寺、弁天堂境内は、公園地第3種に編入すと雖も、尚ほ境内区域は、其儘据置き、且寺堂の格により取扱等の義は、別に變更不致積又双林寺、安養寺境外民有墓地は、当分公園地外に据置の可く候、別紙絵図、規則書相添此段相伺候也

出典：京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，7頁



図6 公園開設時の範囲

出典：丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和59年度（1984）日本造園学会研究発表論文集2，7-12頁

⁸ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，5-11頁

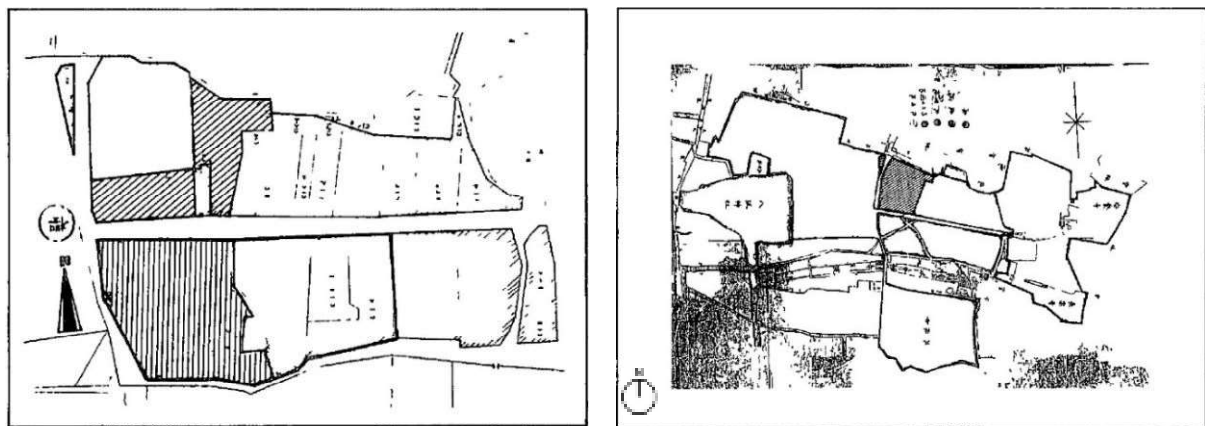
⁹ 丸山宏『円山公園の拡張』昭和6年度（1985）日本造園学会研究発表論文集3，1-6頁

第3項 第1・2次拡張期（明治23年（1890）～明治38年（1905））

（1）第1次拡張期

明治23年（1890）から市議会では、円山公園の管理が現状維持にとどまるもので、その範囲も狭小である上に風致状態も公園として統制がとれていなかったため、公園拡張及び改修の議が起こり、隣接する土地を買収することとした。¹⁰

明治25年（1892）に市参事会（現在の京都市）が市議会に提出した公園費用補助に関する理由書に、「元来絶好の地位を占有するにも拘らず、其中間に介在せる須要の部分は、全く民有地に該し現に数棟の建築物あり為めに円山をはじめ、其南並に連立せる東山一帯の眺望を妨げ及知恩院大谷の如き美観を損傷し、所謂雑風景の甚だしきものとす」とあるように、明治25年（1892）から明治27年（1894）にかけて、下図に示す範囲（縦線部分）が、土地収用された。¹¹



※斜線部分は、第1次拡張で公園拡張が検討されたが結果的に買収されなかった。

図7 第1次拡張の範囲

（左：明治25年（1892）収容範囲（斜線部）、右：明治26年（1893）買収地（縦線部）※）

出典：丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和59年度（1984）日本造園学会研究発表論文集2，7-12頁

当時の公園範囲のうち、八坂神社北門前、祇園町北側北林の地は、貸座敷、借馬所や遊戯場等、草が生い茂り凹凸のある荒地に等しい箇所があったほか、民有地の庭園が点々とその風致を保っていたに過ぎなかった。しかしながら、この拡張事業によって、まずは貸座敷、借馬所や遊戯場等の構築物の撤去が始められ、自然の丘陵を利用し、溪谷を造り、四季の花樹等を移植してその面目を一新した。¹²

さらに、林泉の美を添えるために、現在の枝垂桜の東側にある飲水鉢の箇所に噴水を計画し、蹴上疏水の引水管が公園の中心、枝垂桜付近から83尺余り（約2.5km）、左阿弥より23尺（約0.7km）の高度まで達しているので同所より引水した。¹²

また、也阿弥ホテルが、明治32年（1899）に焼失し再建された。¹³

¹⁰ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，19頁

¹¹ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，19-37頁

¹² 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，38頁

¹³ 丸山宏『円山公園の拡張』昭和6年度（1985）日本造園学会研究発表論文集3，1-6頁



※本図右上に吉水温泉の三層楼が描かれている。この建物は、明治6年（1873）に建てられ、明治39年（1906）に焼失した。したがって、本図は、第1期拡張が計画された明治25年（1892）から、三層楼が焼失した明治39年（1906）までの間に描かれたものと推測される。

図 8 第1次拡張時の円山公園

出典：京都市所蔵

（2）第2次拡張（明治39年（1906）～明治42年（1909））

明治39年（1906）に也阿弥ホテルが再び火災により全焼したこと¹³、同年に平野屋が全焼し隣接する公園事務所が類焼したこと¹⁴を契機に、園内の民有地を買収整理することとして第2次拡張を実施した。なお、買収交渉の遅延等の都合により、明治41年（1908）から拡張工事に着手した。¹⁴

下図のとおり、第2次拡張の収用見込地は、第1次拡張で土地収用した残りの民有地の全部が対象となっている。第2次拡張により、公園地は土地所有権の上でようやくまとまりのある地域を獲得した。¹³

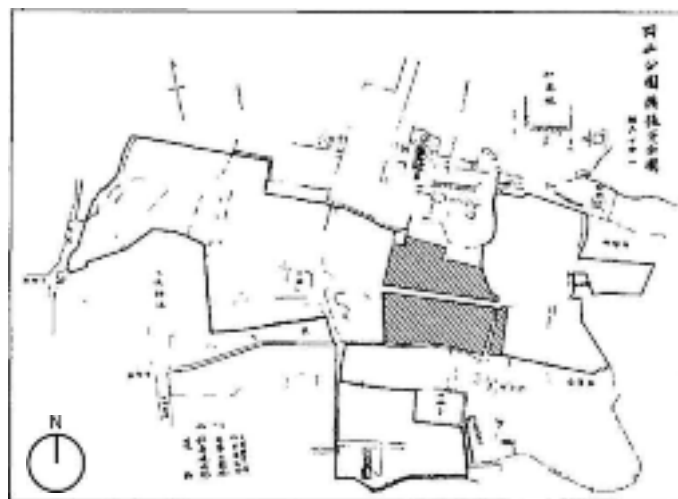


図 9 明治40年（1907） 第2次拡張の収用見込地（斜線部）

出典：丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和59年度（1984）日本造園学会研究発表論文集2，7-12頁

¹⁴ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，54頁

第4項 公園改良期（明治43年（1910）～昭和5年（1930））

（1）公園改良の経緯

第2次拡張を経て、公園開設以来の懸案であった民有地改修が実現したことを受け、京都市は、明治43年（1910）、円山公園改良計画案を市嘱託であった京都高等工芸学校（現・京都工芸繊維大学）教授・武田五一に依頼し、同年夏にほぼその計画案ができあがった。明治44年（1911）の公園常設委員規定が設けられ、同年に5人の委員を選出し改良計画案の検討が始められ、明治45年（1912）に結了した。¹⁵

なお、市会議事録からみると、武田五一は公園内の道路拡張、石造の忠魂碑のデザインについて改良計画案を提案しており、いわゆる庭園部、園内東部一帯の改良工事については、施工者である小川治兵衛（以下「植治」という。）に全幅の信頼をもってまかせたのではないかと指摘されている。¹⁵

円山公園改良工事は、大正2年（1913）4月に着工し、翌3年（1914）3月に完了した。円山公園改良の中心は、枝垂桜の東部、也阿弥ホテル跡にいたる地域である。植治は水の流れを作庭の主題とし、その水源を第二疏水に求めた。第二疏水は、明治44年（1911）に完成し、公園南側に隣接する東大谷廟まで通じていた。その送水管の取付け口付近から6インチの鉄管を取設、延長し、滝までひき、源泉としている。植治が南禅寺界隈の別荘に疏水の水をひきいれ池泉を作庭したように、円山公園でも疏水を水源とすることは植治にとって不可欠であった。大正2年（1913）、京都市は府からこの第二疏水からの給水工事許可を受け、同年から公園給水管の埋設工事を始めた。¹⁵

植治による改良工事により、漸く全面積2,908坪に及ぶ円山公園の出現を見るに至った。¹⁶

その後、樹木の移植芝生の増殖等、益々改良を加え、昭和2年（1927）11月に円山公園音楽堂（以下「音楽堂」という。）を建設し、市民の情操教育に資し、また枝垂桜の西方にラジオ塔を設置した他、園内主要道路の舗装、休養施設の改善等も大体完備した。¹⁷

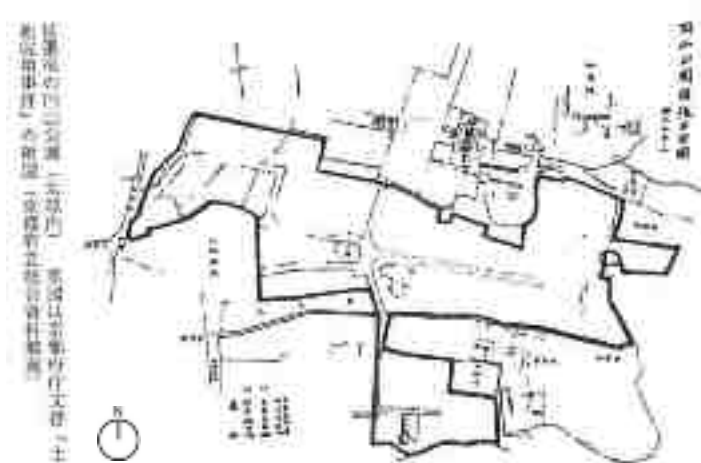


図10 拡張後の円山公園

出典：丸山宏『植治の庭 小川治兵衛の世界』尼崎博正編、淡交社、平成2年（1990）、148頁

¹⁵ 丸山宏『植治の庭 小川治兵衛の世界』尼崎博正編、淡交社、平成2年（1990）、146-150頁

¹⁶ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月、63頁

¹⁷ 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月、64頁



図 11 大正 14 年 (1925) のひょうたん池周辺

出典：京都市建設局公園緑地部管理課編
『開園百周年記念』昭和 63 年 (1988) , 10 頁



図 12 昭和 4 年 (1929) の音楽堂

出典：京都市所蔵

(2) 植治の作庭意図

植治の作庭意図の原点は、自然や水の流れをあるがままの自然として再現しようとしたこと、近代数奇者の世界観を表現しようとしたことである。

近代自然主義の時代にあって、植治は庭園における自然のモチーフと、その表現法にも新風を吹き込んでいる。日本庭園が近代までこだわり続けてきた景勝地の海岸風景を、誰もが見覚えのある身近な野山の風景に置き換えると**とも**に、それらを原寸大で表現することによって、「眺める庭」から「五感で味わう庭」へと転換したことの意味は極めて大きいと評価されている。¹⁸

また、当時の新聞は、植治の追悼記事 (昭和 8 年 (1933) 没) として、「京都を昔ながらの山紫水明の都にかへさねばならぬ」(大阪毎日新聞)、「翁は生前常に京都の誇りである風致問題について非常に頭をなやまし保存に全力をつくしてみた」(京都日出新聞)と記しており、植治にとって、京都の風致問題が大きな関心事であり、京都の近代化と**とも**に歩んできた植治の庭づくりの本質が伺える。¹⁸

明治 27 年 (1894) に無鄰菴の作庭に着手し、昭和 8 年 (1933) に没するまで、多数の作庭に携わった植治にとって、円山公園改良工事 (大正 2 年 (1913) ~大正 3 年 (1914)) は、人生の中期に当たる。

植治は、円山公園という開かれた場に自然の溪谷を再現しつつ、華頂山を望む最良の位置であるひょうたん池に舟着きを打ち借景とするなど、作庭意図の原点を感じさせる手法を取り入れたと**とも**に、公共造園という新たな領域を貪欲に開拓しようとした進歩性が読み取れる。¹⁹

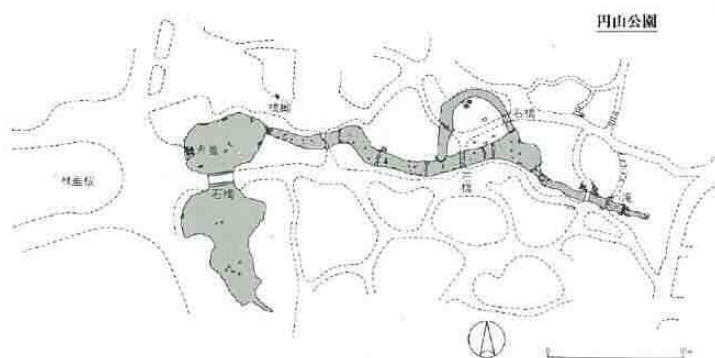


図 13 園池平面図

出典：丸山宏『植治の庭 小川治兵衛の世界』尼崎博正編、淡交社、平成 2 年 (1990) , 149 頁

¹⁸ 尼崎博正『七代目小川治兵衛-山紫水明の都にかへさねば-』ミネルヴァ書房、平成 24 年 (2012) , iii-v 頁

¹⁹ 丸山宏『植治の庭 小川治兵衛の世界』尼崎博正編、淡交社、平成 2 年 (1990) , 150 頁

第5項 名勝指定時・都市公園法施行時（昭和6年（1931）～現在）

（1）名勝指定時

植治による改良工事などを経た円山公園は、我が国の優れた国土美として欠くことができないものとして、昭和6年（1931）10月21日「史蹟名勝天然紀念物保存法」（大正8年（1919）法律第44号）により「名勝円山公園」に指定された。なお、同法は、「文化財保護法」（昭和25年（1950）法律第214号）に引き継がれ現在に至る。

また、明治6年（1873）に明石博高^{ひろあきら}の寄付により残された枝垂桜は、明治37年（1904）から同38年（1905）にかけて盛観を極め、根回り4m、高さ12m、樹齢200年余りに達し、素晴らしい景観を誇っていたことから、昭和12年（1937）4月13日に国天然紀念物に指定された。しかし、昭和22年（1947）に老衰のため枯死したため、昭和25年（1950）3月13日に国天然紀念物の指定を解除された。²⁰

表7 枝垂桜 天然紀念物指定理由

<p>名 称：祇園ノ枝垂桜 所 在 地：京都府京都市東山区祇園町北側 指定地積：国有 1筆 内実測 169坪7号 説 明：円山公園ニアリ目通幹周約3.8メートル枝條長区ク垂レ花時盛観ヲ呈ス、白枝垂桜ノ地方的巨樹トシテ有數ノモノナリ 指定理由：保存要目天然紀念物中植物ノ部第一（社叢，著シキ並木，名木，巨樹，老樹）ニ依ル</p>

出典：京都市資料



図14 初代枝垂桜 左：昭和12年（1937），中央：昭和17年（1942），右：昭和22年（1947）

出典：京都市所蔵

その後、昭和24年（1949）に、造園家佐野藤右衛門が初代枝垂桜から種を採って育てた桜3本を京都市に寄付し、二代目枝垂桜として移植された。3本のうち、初代枝垂桜と同じ場所に植えられた桜1本が順調に成長し、現在も祇園夜桜の象徴として花見の時期には多くの来園者を楽しませている。²¹



図15 二代目枝垂桜 左：昭和24年（1949）移植時，中央：昭和28年（1953），右：平成元年（1989）

出典：京都市所蔵

²⁰ 京都府文化財総合目録

²¹ 京都市建設局公園緑地部公園管理課『開園百周年記念』昭和63年（1988），6-7頁

(2) 都市公園法施行時

昭和31年(1956)に、都市公園法が施行され、円山公園は、都市公園法に基づく都市公園となる。また、同年には、都市計画法により、東山風致地区の一角として円山公園及び八坂神社一帯の趣のある沿道景観の保全に配慮するため、円山公園は風致地区第1種地域に指定された。さらには、昭和42年(1967)に、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「古都法」という。)により、南禅寺や知恩院などと**ともに**、歴史的建造物並びに史跡名勝と一体となる東山連峰の自然的環境の保存を図るため、円山公園は歴史的風土特別保存地区及び歴史的風土保存区域に指定された。

このように、円山公園を取り巻く風致景観の保全が図られる一方で、昭和37年(1962)に戦時中に撤去されていた坂本龍馬・中岡慎太郎像の再建、昭和46年(1971)の地下駐車場の開設、昭和60年(1985)の時計塔の設置など、様々な施設の充実が図られてきた。なお、時計塔は、平成26年(2014)に撤去・新設が行われた。また、昭和29年(1954)から平成7年(1995)にかけて音楽堂で開催された“土曜コンサート(ドヨコン)”や、平成2年(1990)から平成15年(2003)にかけて市民の森で開催されていた“東山区民ふれあいひろば”など、**市民**イベントも開催されていた。さらに、昭和63年(1988)には、開設100周年を迎えた。



図 16 初代坂本龍馬・中岡慎太郎像

出典：京都市建設局公園緑地部管理課編
『開園百周年記念』昭和63年(1988), 18頁



図 17 二代坂本龍馬・中岡慎太郎像

平成26年(2014)撮影



図 18 音楽堂で開催されていた
土曜コンサート

出典：京都市建設局公園緑地部管理課編



図 19 市民の森で開催されていた
東山区民ふれあいひろば

出典：東山区役所区民部まちづくり推進課
『東山区80周年記念誌』平成21年(2009), 36頁

(3) 現在

現在、円山公園の利用は、知恩院・青蓮院から八坂神社、又は、清水寺・高台寺に至るルートと、知恩院山門から市民の森の脇を通り、祇園・四条に至るルート、長楽館前から圓山山麓に至るルート、知恩院大鐘楼脇から圓山山麓に至る4つのルートを主に、多くの利用者の往来がある。特に、各種観光案内などで、八坂神社を通り抜ける歩行ルート、知恩院から清水寺に至る歩行ルートを紹介していることが多い理由からか、東からと北からのアクセスが多いとされる。また、音楽堂へは南側からのアクセスが中心となっている。

公園内においては、明治以前から群衆遊観の地であったことを受けて、現在も園内に多くの利用者が滞在している。その主要な箇所は、次頁の図が示すように、祇園枝垂桜周辺の広幅員園路や圓山山麓である。

東山区民ふれあいひろばが開催されなくなって以来、公園独自の大規模な市民参加型の催しは開催されていないが、周辺地域と連携した催しの場に円山公園が利用されており、四季を通じた利用、京都東山花灯路等の夜間の利用も行われている。

また、円山公園と周辺地域との利用のつながりの推進については、次のような取組がみられる。今後も周辺地域との利用のネットワークの推進が求められている。

二年坂、産寧坂に立ち並ぶ商店によって構成される「京都東山観光散策道路を守る会」は、30年程前に結成されて以来、伝統的な町並みを形成していくための活動を行っており、円山公園から清水寺までの1km、30分の散策道路を推奨している。

次に、円山公園に続く高台寺山国有林では、散策マップにおいて「知恩院口」から東山へとつながる散策路を提示されている。



東山観光散策道路を守る会の
推奨する散策路サイン



高台寺山国有林散策マップ
を示す説明板

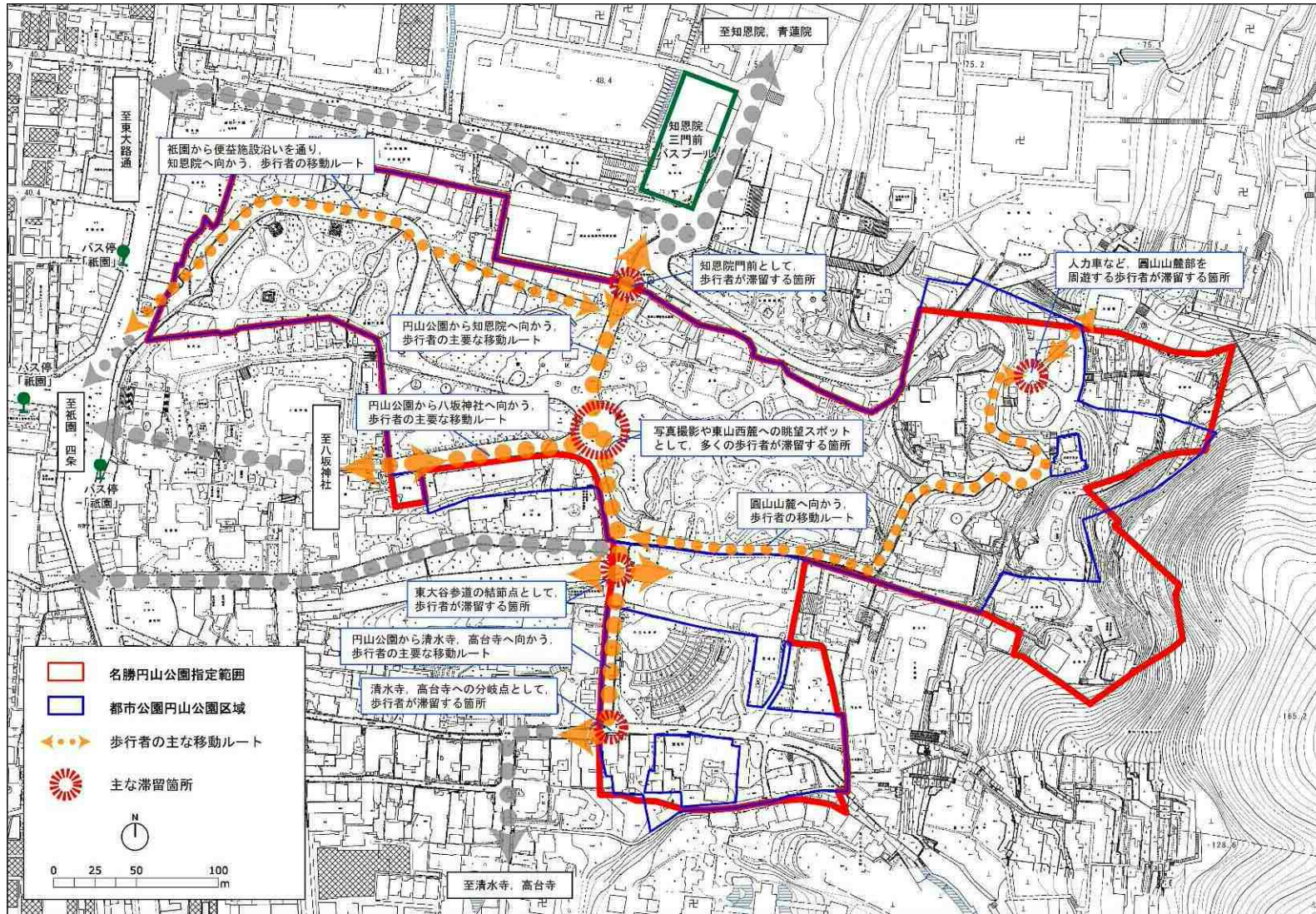


図 20 歩行者の園路及び園地の利用状況

出典：京都市資料を基に作図

表 8 円山公園の成り立ち (年表)

時代	和暦	西暦	事項
鎌倉 以前			・東山西麓の祇園社（八坂神社）に至る傾斜地一帯は、真葛やススキが生い茂る「真葛原」と呼ばれる原野であった。
	延暦 年間	782～ 806	・安養寺は、最澄が開創したと伝えられ、法然と親鸞が念仏を発祥した「吉水草庵」をこの地に結ぶ。
鎌倉	建久 年間	1190～ 1199	・慈鎮が吉水草庵を中興し、「慈円山安養寺」と称した。
江戸			・慈円が「わが恋は 松を時雨の染めかねて 真葛ヶ原に 風さわぐなり」と詠み、和歌の名所ともなった。
明治			・安養寺境内には時宗寺院の子院の六阿弥坊【勝興庵（正阿弥），長壽院（左阿弥），花洛庵（重阿弥），多福庵（世阿弥），延壽庵（連阿弥），辨天堂】が立ち並び、いずれも林泉の美と眺望に富む楼閣を構え誘客に席を供した。
			・八坂神社境内の「祇園の夜桜」見物を始めとして、一帯は多様な活動が展開される行楽の域となった。
	明治 4	1871	・廃藩置県 ・太政官布告第 4 号（第 1 次上知令）。社寺に対して、境内を除く全ての領地と除地（免租地）の上知を命ずる。（1. 5） ・これにより祇園感神院（八坂神社）の祇園宝寿院をはじめとする坊舎、安養寺及び六坊、長樂寺、雙林寺など官有地となる。
	明治 5	1872	・大蔵省布告第 53 号「名所古蹟保存ノ件」（4. 12）
	明治 6	1873	・太政官布告第 16 号（公園）。府県に公園を開設するよう布告（1. 15） ・吉水温泉竣工 ・旧宝寿院の庭にあった老桜（初代枝垂桜）について、印材として伐採されようとしていたところを明石博高翁が買い上げそのままの位置に残した。
	明治 8	1875	・地租改正事業の一環として、社寺に対する第二次上知令を公布。
	明治 9	1876	・鳩居堂主人熊谷酔香追煎茶会
	明治 12	1879	・長崎県の井上万吉による也阿弥買収及び也阿弥ホテル開業
	明治 18	1885	・琵琶湖疏水起工 ・字円山及び字南畑が合併し、円山町となる。
	明治 19	1886	・「京都円山公園」の開設（12 月）。（京都府より国へ「公園地指定伺」を提出（8 月）、内務大臣より許可（10 月）） ・也阿弥ホテル増築
	明治 20	1887	・桜樹数百本植え足し ・京都府告示第 4 号「公貸渡規則」（1. 15）
	明治 22	1889	・京都市制・町村制施行 ・円山公園を京都市へ移管。「京都市円山公園」の誕生（12 月）

時代	和暦	西暦	事項
明治	明治 23	1890	・京都市円山公園議案，京都市円山公園使用条例，京都市円山公園使用料細則の制定（7月）
	明治 24	1891	・禁止事項の公園掲示
	明治 25	1892	・第1次公園地拡張事業（～明治27（1894）） ・アーク灯の取付
	明治 26	1893	・京都市参議会が公園仮事務所の設置を決定 ・山桜，枝垂桜35本程度を市内より移植
	明治 27	1894	・八坂神社の末社太田社西北に威垣（いがき）を設置 ・円山公園と知恩院間の谷川の工事を入札で実施 ・也阿弥ホテル増築
	明治 28	1895	・拡張工事に伴い旧御台場の構築物の撤去 ・新池及び周辺開設 ・自然の丘陵を利用した溪谷，四季の花樹を植樹 ・蹴上疏水から引水し，噴水を設置
	明治 32	1899	・也阿弥ホテル焼失
	明治 33	1900	・北村条蔵の寄付，樹木植付費等に使用
	明治 34	1901	・也阿弥ホテル再建
	明治 37	1904	・八坂神社が公園地排水を非常用水として引水
	明治 39	1906	・也阿弥ホテルが再度火災。吉水温泉とともに全焼 ・ホテル火災を機に公園地拡張の機運が高まる
	明治 41	1908	・也阿弥ホテル，吉水温泉閉業 ・第2次公園地拡張事業（～大正3（1928））
	明治 42	1909	・円山公園拡張工事を直営工事により行うことを決定 ・長楽館の竣工
	明治 43	1910	・武田五一による公園改良計画案の作成 ・公園入口の改修を道路拡張と並行 ・園内の道路拡張，新設を急ぐ
明治 44	1911	・第二疏水完成 ・公園常設委員会規定及び公園委員の決定 ・園内道路の延長，溝渠排水管敷設，上水道敷設 ・左阿弥北接の紅葉谷を知恩院又は長楽寺と交換 ・八坂神社西楼前と園内地の一部を交換整理	
大正	大正 2	1913	・植治による公園東部一帯の改良工事（～大正3年（1914）3月竣工） ・京都府から第二疏水からの給水工事許可。公園給水管の埋設工事
昭和	昭和 2	1927	・音楽堂の開設
	昭和 6	1931	・円山公園が国名勝に指定
	昭和 7	1932	・ラジオ塔の設置

時代	和暦	西暦	事項
昭和	昭和 9	1934	・坂本龍馬・中岡慎太郎像の設置
	昭和 12	1937	・初代枝垂桜が国天然記念物に指定
	昭和 22	1947	・初代枝垂桜が枯死（昭和 25 年（1951）国天然記念物指定解除）
	昭和 24	1949	・造園家佐野藤右衛門が実生から育てた桜を二代目枝垂桜として，初代枝垂桜と同じところに移植
	昭和 31	1956	・都市公園法施行，同法に基づき円山公園が都市公園となる ・都市計画法に基づき円山公園が東山風致地区の一角となる
	昭和 37	1962	・戦時中に撤去されていた坂本龍馬・中岡慎太郎像が再建
	昭和 42	1967	・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき，円山公園を含む一帯を歴史的風土特別保存地区に指定
	昭和 43	1968	・祇園祭山鉾収蔵館の開設
	昭和 46	1971	・地下駐車場の開設
	昭和 60	1985	・時計塔の設置
平成	平成 5	1993	・琵琶湖疏水の水の使用を休止
	平成 18	2006	・指定管理者制度に基づき音楽堂及び円山駐車場の管理運営を民間等に代行
	平成 26	2014	・時計塔の撤去，新設

出典：京都市建設局公園緑地部公園管理課『円山公園－開園百周年記念』昭和 63 年（1988）
京都市『名勝地円山公園の沿革』平成 8 年（1996）
出村嘉史『京都東山山辺における近代以降の景観変容に関する研究』平成 15 年（2003）
東山区役所区民部まちづくり推進課『東山区 80 周年記念誌』平成 21 年（2009）

第2節 名勝円山公園の現況の把握と分析

第1項 関連法規制

名勝円山公園指定区域及び周辺地域は、風致地区、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区、伝統的建築物群保存地区等の複数の法規制によって、その風致景観等の保全を推進すべき地域として位置付けられている。

表9 名勝円山公園指定区域及び周辺地域に係る関係法規制一覧

根拠となる法規制	計画対象地内に関する指定地区及び区域名等		指定年度
都市計画法／ 京都市風致地区条例	・東山風致地区：風致地区第1種地域（音楽堂周辺以外）、 風致地区第2種地域（音楽堂周辺）		昭和31年 (1956)
古都における歴史的風土の 保存に関する特別措置法	・歴史的風土保存区域 東山地区 ・その大半が歴史的風土特別保存区域		昭和42年 (1967)
文化財保護法／ 京都市伝統的建造物群保存 地区条例	・産寧坂伝統的建造物群保存地区 (重要伝統的建造物群保存地区に選定)		昭和51年 (1976) 平成7年 指定拡大
都市計画法	・市街化区域：音楽堂周辺 (第二種住居地域，12m第二種高度地区) ・市街化調整区域：音楽堂周辺以外		昭和31年 (1956)
屋外広告物法／ 京都市屋外広告物等に関する 条例	・計画対象地の大半が屋外広告物禁止区域		昭和31年 (1956)
京都市眺望景観創生条例	・近景デザイン保全区域		平成19年 (2007)
文化財保護法	・埋蔵文化財包蔵地	・知恩院境内 ・祇園遺跡 ・八坂神社 ・高台寺境内（雲居寺跡）	-
	・国指定重要文化財	・安養寺慈鎮和尚塔	昭和35年 (1960)
都市公園法／ 京都市都市公園条例	・都市公園円山公園		昭和31年 (1956)

(1) 都市計画法／京都市風致地区条例

名勝円山公園及び周辺地域は、都市計画法に基づき風致地区（「東山風致地区」(約 2,577ha)）に指定され、京都市風致地区条例に基づき風致保全計画を定め、風致地区内の建築物の新築、木竹の伐採その他の規制を行い、名勝円山公園及び周辺の風致景観を維持している。東山風致地区内において、名勝円山公園は、風致地区第1種地域（音楽堂周辺以外）と風致地区第2種地域（音楽堂周辺）に指定されており、さらに音楽堂周辺では、形態意匠等に特別に配慮が必要な地域として、一部、円山特別修景地域に指定され、地域の特性に応じた基準を設けることで、きめ細かな制限を行っている。

表 10 東山風致地区（円山公園関連部分）

<p>良好な景観の形成に関する方針</p> <p>○地区の風致特性及び維持すべき風致の内容</p> <ul style="list-style-type: none">・円山公園及び八坂神社の一带の趣のある沿道景観 <p>円山公園及び八坂神社一带では、青蓮院や知恩院、八坂神社及び円山公園などの変化に富む要素と東山山ろくの自然とが組み合わせられて、京都の代表的景勝地を作っている。これを取り巻く形で、神宮道を初め、蹴上から栗田・華頂などの地区や三条通周辺などの散策道沿いでは趣のある沿道景観が形成されており、これらの沿道景観の保全が重要である。また、この地域に点在する大規模建築物は、景観特性上重要な構成要素であることから、建築デザインや外構デザイン及び植栽の水準のなお一層の向上を図るものとする。</p> <p>○建築物等における修景の重点</p> <ul style="list-style-type: none">・円山地区の趣のある沿道景観の保全 <p>【円山特別修景地域】</p> <p>円山地区では、趣のある沿道景観を保全するため、建築物は、原則として和風外観であり、道路側に植栽、生垣、和風門、和風塀のいずれかを設けること。また、和風様式の料亭等が数多くあり、特に周辺環境との調和に留意すること。</p>

出典：京都市風致保全計画より抜粋

(2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

名勝円山公園及び周辺地域は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域として、東山地区の一部に指定されている。なお、指定区域の大半が歴史的風土の保存において特に重要な地域であるとして、都市計画による歴史的風土特別保存地区に定められ、原則として現況変更行為を禁止し歴史的風土の保存を図っている。

表 11 歴史的風土保存区域 東山地区

<p>歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱</p> <p>○東山地区</p> <p>本地区の歴史的風土保存の主体は、修学院離宮、慈照寺、南禅寺、知恩院、清水寺、円山公園等の歴史的建造物及び史跡名勝と一体となる比叡山、大文字山、稻荷山等の東山連峰の自然的環境の保存にあり、歴史的建造物、遺跡等の密集する地域については、建築物その他の工作物について制限の強化を図るとともに、新たな宅地造成等の開発規制を行い、また、優美な山容の保存のため、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。</p>

出典：京都市歴史的風土保存計画より抜粋

(3) 文化財保護法／京都市伝統的建造物群保存地区条例

名勝円山公園のうち、西行庵及び西光院周辺は産寧坂伝統的建造物群保存地区に指定され、建築物等の修理、修景、復旧等については、当地区の伝統的建造物群の特性に応じて行い、併せて、良好な都市景観の整備を図っている。また、同地区は昭和 51 年（1976）に国の重要伝統的建造物

群保存地区に選定されている。

表 12 産寧坂伝統的建造物群保存地区（円山公園関連部分）

保存地区内における建造物等の保存整備計画

○建築物等の整備に当たっては、次に掲げる当地区の伝統的建造物群の特性に応じて行う。

特性

八坂ノ塔、高台寺などの由緒ある社寺建造物、江戸時代末期から大正時代にかけての京町家等、それぞれに工夫のこらされた建造物が、産寧坂、二年坂の石段、折れ曲がった石畳の坂道、緑と土塀に囲まれた道などに沿って建ち並び、全体として京都らしい伝統的なたたずまいを示している。これらの伝統的建造物群も外観のまとまり、地形の変化などにより五つの区域に分けることができる。

そのうち、高台寺表門から円山公園までの区域は、高台寺塔頭群とその土塀が緑の中につらなり、数寄屋風の茶屋や門と塀のある和風邸宅が建ち並んでいる。

○保存整備計画

- ・伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、保存整備計画に定める基準により修理を実施する。ただし、基準に規定のないものについては、その建造物固有の様式に従い修理を実施する。
- ・伝統的建造物以外の建造物については、当地区の伝統的建造物群の特性と調和するように保存整備計画に定める基準に準じて修景を実施する。

出典：産寧坂伝統的建造物群保存地区保存計画より抜粋

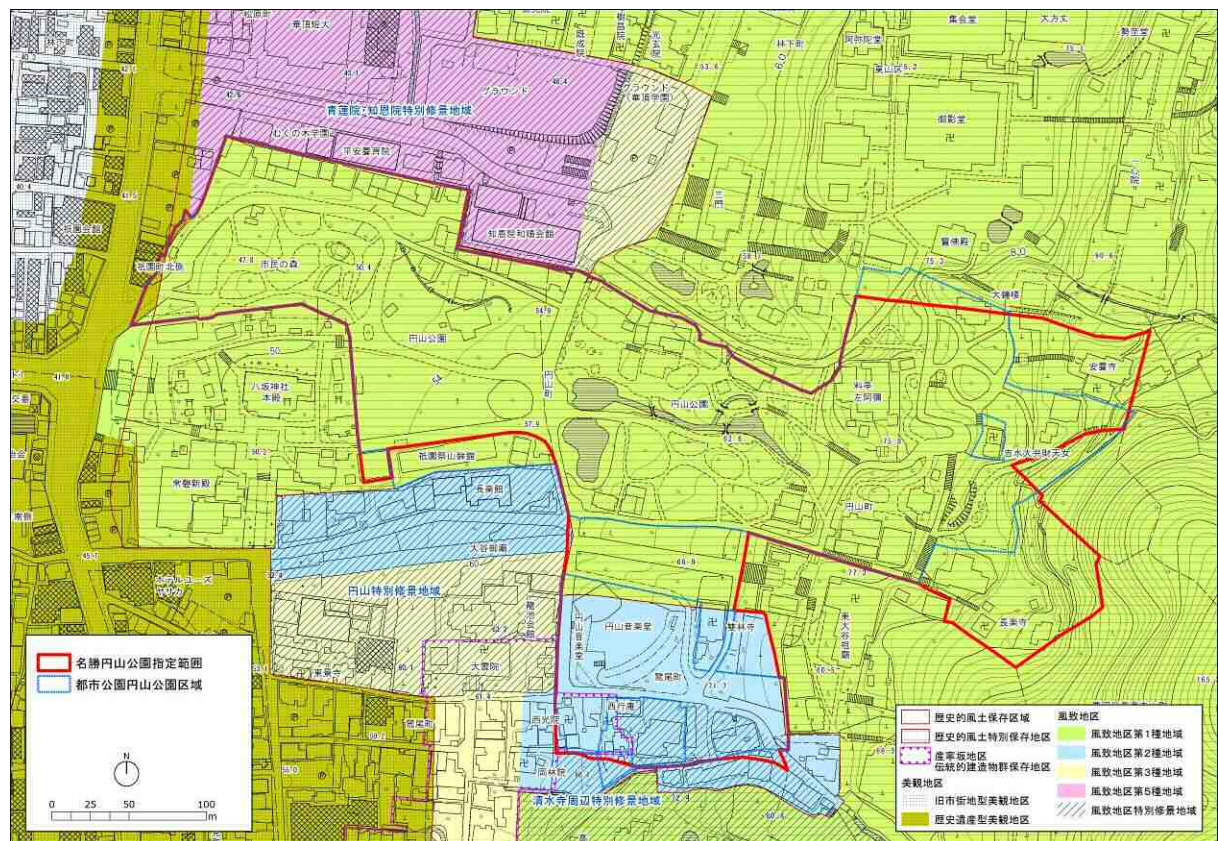


図 21 名勝円山公園 法規制状況

出典：京都市資料を基に作図

(4) 都市計画法

名勝円山公園及び周辺地域は、音楽堂周辺が都市計画による市街化区域に指定されている他、その他の区域は市街化調整区域に指定され、開発行為、建築行為を原則として禁止している。なお、音楽堂周辺の市街化区域は、主に住居の環境を守るための地域として第二種住居地域に指定されている。また、同区域は、12m第二種高度地区に指定され、居住環境の保全、自然環境や歴史的環境との調和による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を図っている。

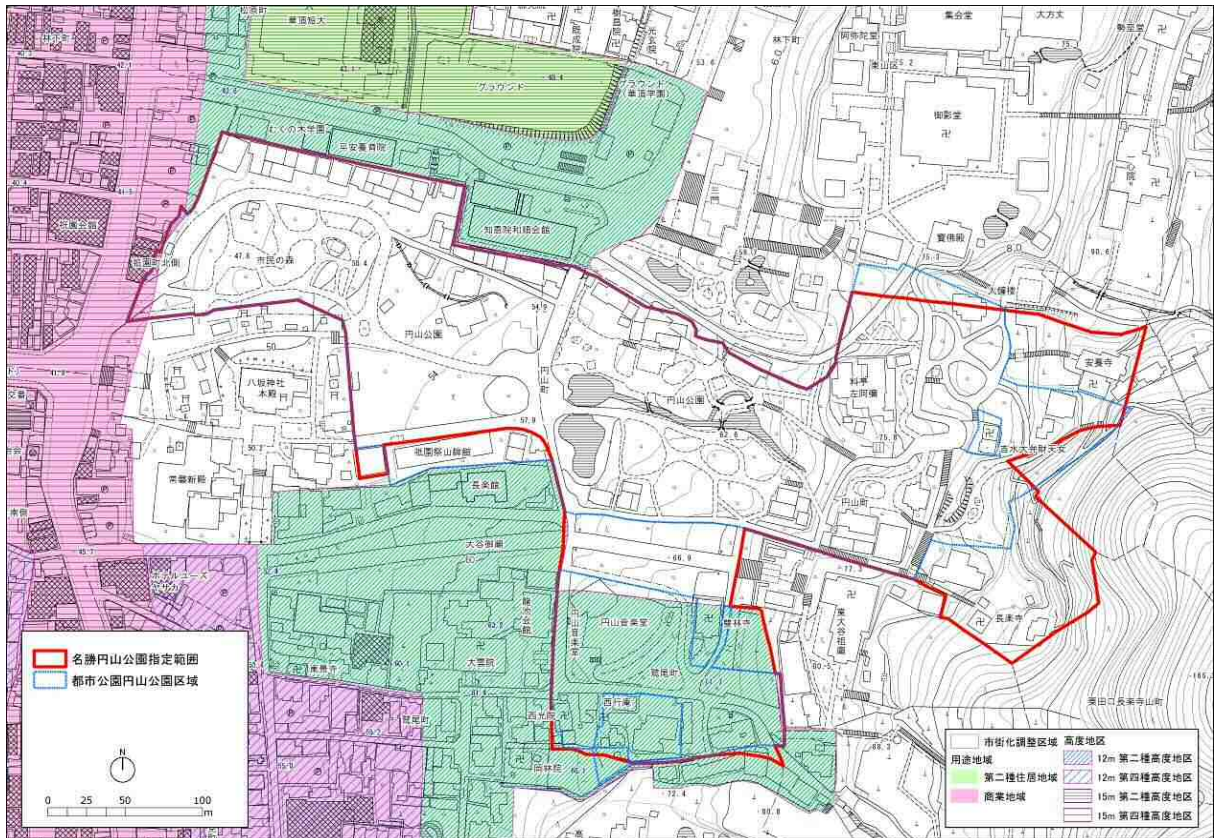
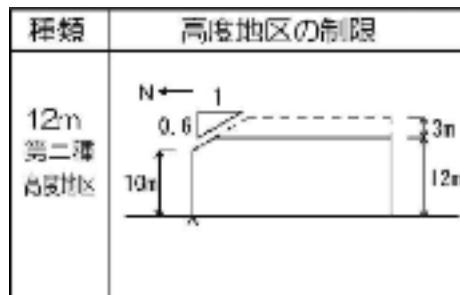


図 22 名勝円山公園 都市計画区域

出典：京都市資料を基に作図



※破線で示す範囲は、塔屋等の部分の高さを示しており、その高さを越える場合には、建築物の高さの最高限度から塔屋等の部分の高さを差し引き、破線部分の高さを喰えたものが建築物の高さの最高限界となる。

図 23 高度地区の種別及び制限

出典：京都市都市計画局『京都市都市計画制限のあらまし』平成 23 年（2011）より抜粋

(5) 屋外広告物法／屋外広告物等に関する条例

名勝円山公園では、昭和31年(1956)より屋外広告物法に基づいて制定した屋外広告物等に関する条例により、屋外広告物等の規制と誘導が図られている。具体には、名勝指定区域の一部が第1種地域に指定されている他、区域の大半が屋外広告物禁止区域となっている。

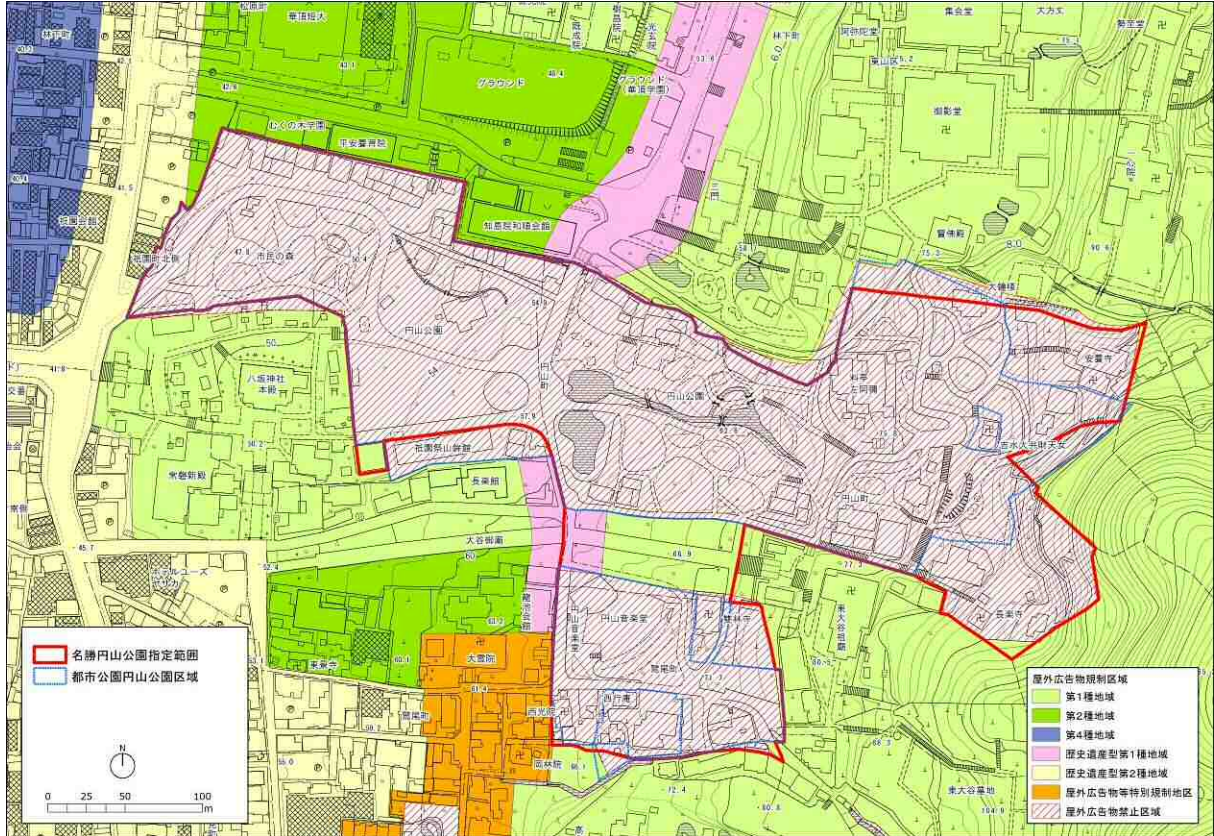


図 24 名勝円山公園 屋外広告物規制区域

出典：京都市資料を基に作図

(6) 京都市眺望景観創生条例

京都市は、平成19年(2007)に京都市眺望景観創生条例を制定し、特定の視点場から特定の視対象を眺めるときに視界に入る建築物等の高さ、形態及び意匠について必要な事項を定めることにより、京都の優れた眺望景観を創生するとともに、これらを将来の世代に継承することを目的とした取組を進めている。

名勝円山公園全域が、「産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路」の眺望景観を保全するため、近景デザイン保全区域に指定されており、視点場から視認することができる建築物が優れた眺望景観を阻害しないようデザインについて基準が定められている。



図 25 産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路 近景デザイン保全区域

出典：京都市資料を基に作図

表 13 産寧坂伝統的建造物群保存地区（円山公園関連部分）

種別	視点場の位置 又は範囲	眺望景観保全地域		基準
		区域の種別	区域の範囲	
通りの眺め	産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路	近景デザイン保全区域 約 164.3ha	産寧坂伝統的建造物群保存地区の地区界から水平距離 500m以内	1 建築物等は、産寧坂沿道の伝統的建造物群及びその背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 建築物の屋根については、以下によること。 ア 特定勾配屋根とすること。 イ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等の各部分は、歴史的な街並みの良好な眺めを阻害しないものとする。こと。 (4) 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みとの調和に配慮したものとする。こと。 (5) 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

(7) 文化財保護法

1) 埋蔵文化財

名勝円山公園の区域内では、下表に示すように祇園遺跡、八坂神社と高台寺境内（雲居寺跡）が周知の埋蔵文化財包蔵地として台帳に記載されている。これらの遺跡内で公共事業を除く建設工事や開発工事等を行う場合、文化財保護法第93条に基づき、工事開始（60日前まで）に届出を行い、工事の遺跡に及ぼす影響等を考慮し、調査（慎重工事、立会調査、試掘調査、発掘調査）を行う必要がある。

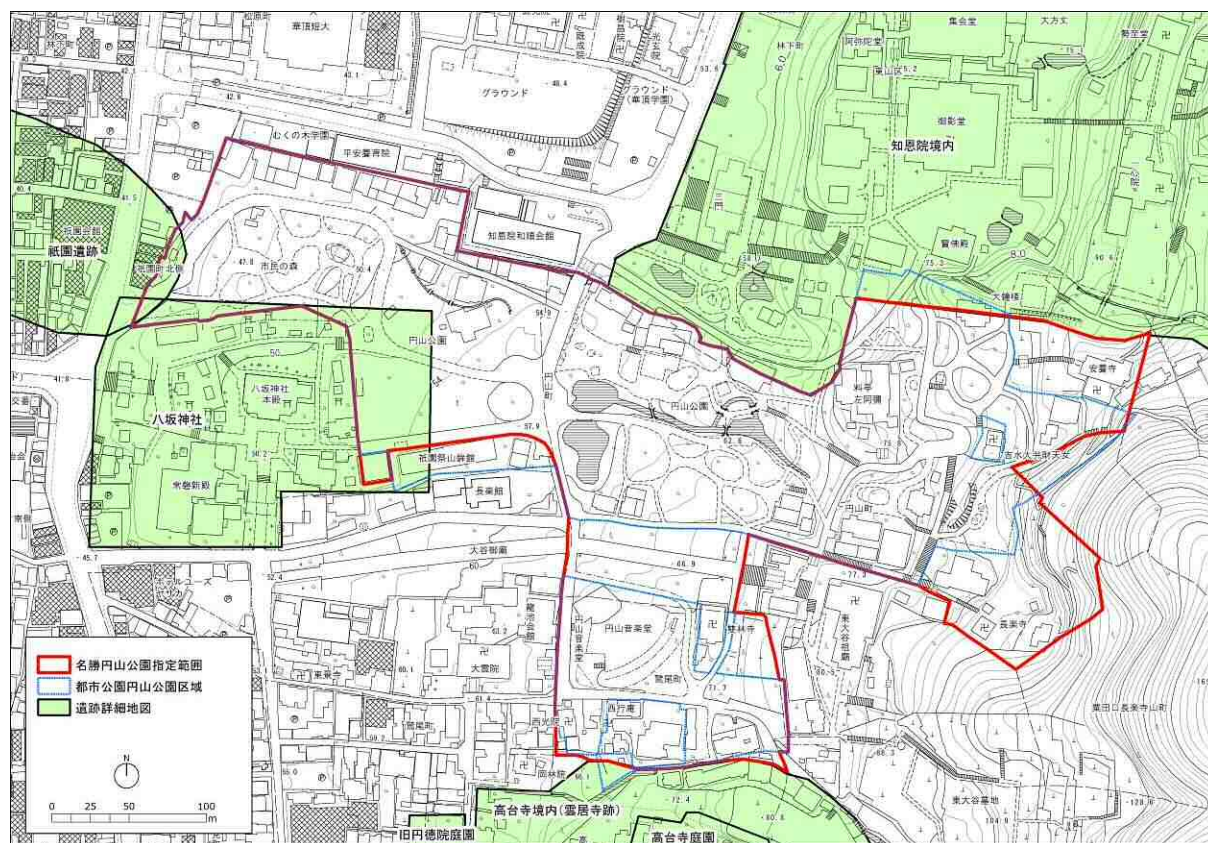


図 26 名勝円山公園周辺の遺跡詳細地図

出典：京都市資料を基に作図

表 14 史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区及び埋蔵文化財包蔵地台帳（円山公園関連部分）

遺跡番号	名称	時代	種別	所在地	備考
523	知恩院境内	鎌倉	寺院跡	林下町・円山町・粟田口花頂山町	浄土宗総本山。浄土宗開祖の法然上人が坊舎を構えたのに始まり、同上人の入寂（建暦2年（1212）の地でもある。
524	祇園遺跡	室町	散布地	祇園町北側	中世の陶磁器類が出土。
525	八坂神社	奈良	神社	祇園町（北側・南側）	創立時期には諸説あるが、平安時代には奈良の興福寺を本寺として存在していた。明治以前は祇園社・祇園感神院と称する。
528	高台寺境内（雲居寺跡）	桃山	寺院跡	下河原町・榭屋町	豊臣秀吉の菩提を弔うために北政所が、慶長10年（1605）造営。境内は承和4年（837）桓武天皇の菩提を弔うために菅野真道が造営した雲居寺の推定地でもある。

出典：京都市資料

表 15 工事の遺跡に及ぼす影響等を考慮した調査の内容

種別	調査内容
慎重工事	遺跡へ影響を及ぼさないよう慎重に工事し、遺構・遺物を発見した場合は連絡。
立会調査	ガス管敷設等の線掘り工事や遺跡に与える影響の小さな小規模工事について、掘削の際に調査員が立ち会う調査。
試掘調査	遺跡の有無や残存状況の確認、開発事業との調整、記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間や経費等の算定のために行う調査。
発掘調査	工事により遺跡が破壊される場合に実施する調査。

出典：周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱（京都市域内）

2) 指定文化財

名勝円山公園周辺の主な指定文化財は計 51 件であり、国指定文化財が 32 件、府指定文化財が 8 件、市指定文化財が 11 件である。文化財の種類別にみると、建造物は 36 件、記念物は 11 件である。

その詳細は、高台寺に関連して史跡・名勝に指定されている高台寺庭園の他、観月台などの文化財が位置しており、さらに知恩院に関連して本堂、三門などの国宝、知恩院大鐘楼などの文化財が位置している。さらには、大雲院書院や祇園閣が登録有形文化財に指定されており、南北に文化財が連なっている。一方、東西には、登録有形文化財（建造物）として八坂神社本殿や八坂神社楼門等、八坂神社に関連した文化財が分布している。なお、名勝円山公園指定範囲内においては、安養寺宝塔が文化財に指定されている。

このように、名勝円山公園を含む八坂一帯には文化財が集積している状況がみとれる。

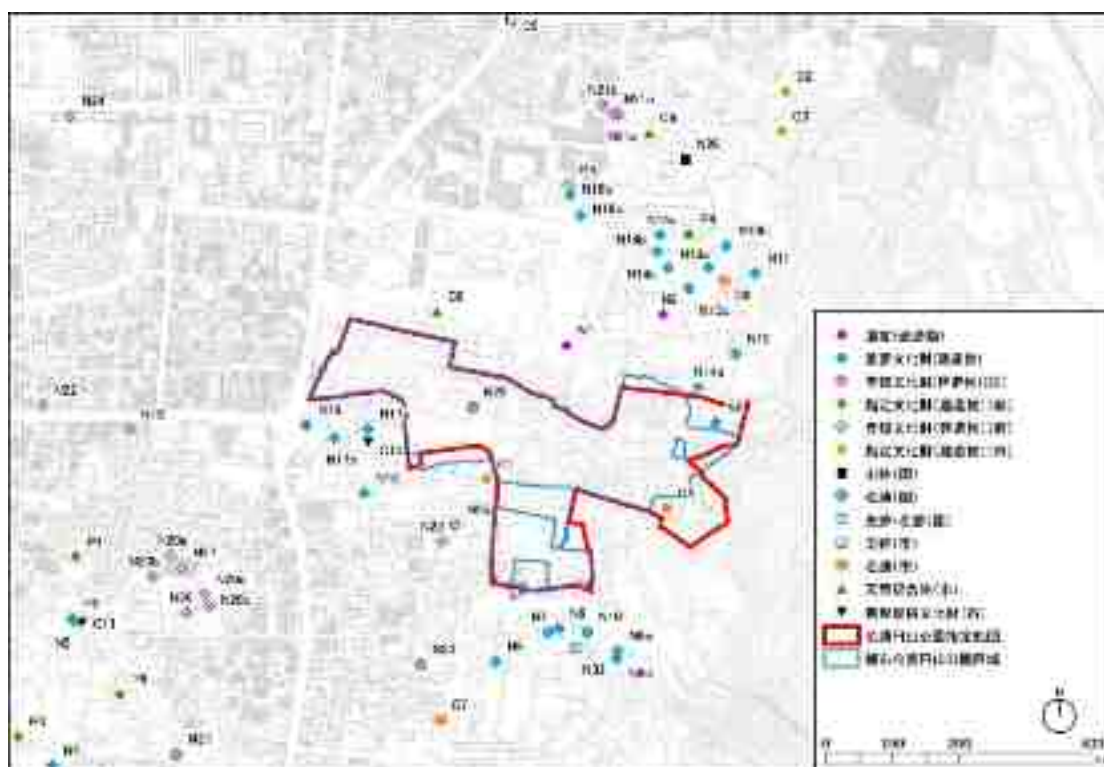


図 27 名勝円山公園周辺における指定文化財

出典：国指定文化財データベース、京都府及び京都市資料より作成

表 16 名勝円山公園周辺の主な指定文化財一覧

指定者	種別	名称	図面対象No	所有者	告示日	備考		
国	国宝	知恩院	三門	N1	知恩院	明治35年7月31日	平成14年5月23日付け国宝指定	
		知恩院	本堂(御影堂)	N2	知恩院	明治43年8月29日	平成14年5月23日付け国宝指定	
	重要文化財(建造物)	安養寺	宝塔	N3	安養寺	昭和35年2月9日		
		建仁寺	勅使門(矢の根門)	N4	建仁寺	明治35年7月31日		
		建仁寺	方丈	N5	建仁寺	明治32年4月5日		
		高台寺	開山堂	N6	高台寺	明治33年4月7日		
		高台寺	観月台	N7	高台寺	昭和28年8月29日		
		高台寺	傘亭(安閑窟)	N8a	高台寺	昭和11年4月20日		
			時雨亭	N8b				
		高台寺	表門	N9	高台寺	明治40年8月28日		
		高台寺	霊屋	N10	高台寺	明治33年4月7日		
		知恩院	勢至堂	N11	知恩院	明治32年4月5日		
		知恩院	経蔵	N12	知恩院	明治33年4月7日		
		知恩院	大方丈	N13a	知恩院	明治43年8月29日		
			小方丈	N13b				
			唐門	N13c				
			集會堂	N14a				
		知恩院	小庫裏	N14b	知恩院	平成9年5月29日		
			大庫裏	N14c				
			大鐘樓	N14d				
	八坂神社		八坂神社石鳥居	N15				八坂神社
	八坂神社	八坂神社樓門	N16	八坂神社	明治41年4月23日			
	八坂神社	本殿	N17a	八坂神社	明治44年4月17日			
		末社蛭子社社殿	N17b					
		良正院	表門				N18a	良正院
	本堂	N18b						
	登録有形文化財(建造物)	エンマ(旧村井銀行祇園支店)			N19	株式会社日興実業	平成10年9月2日	
		祇園甲部歌舞練場	玄関	N20a	学校法人八坂女紅場学園	平成13年8月28日		
			正門	N20b				
			別館	N20c				
			本館	N20d				
		バビロンコート(旧山中合名会社美術館)	門	N21a	株式会社京都山中商会	平成15年12月1日		
洋館			N21b					
和館			N21c					
レストラン菊水			N22		平成9年5月7日			
祇園閣			N23	本山龍池山大雲院	平成9年12月12日			
旧京都市立有濟小学校太鼓堂			N24	京都市	平成17年2月9日			
大雲院書院(旧大倉家京都別邸)			N25	本山龍池山大雲院	平成9年12月12日			
八坂倶楽部			N26	学校法人八坂女紅場学園	平成13年8月28日			
弥栄会館			N27	学校法人八坂女紅場学園	平成13年8月28日			
史跡		青蓮院旧仮御所		N28		昭和17年3月7日		
名勝	円山公園		N29		昭和6年10月21日			
	旧円徳院庭園		N30		昭和50年1月21日			
	靈洞院庭園		N31		昭和52年6月1日			
史跡・名勝	高台寺庭園		N32		昭和2年6月14日			
指定件数 小計			32件					
府	指定文化財(建造物)	正傳永源院	本堂 1棟 附 中門	P1	正傳永源院	平成27年3月24日		
		建仁寺	法堂 1棟	P2	建仁寺	平成22年3月23日		
			浴室 1棟					
			大鐘樓 1棟					
			小鐘樓 1棟					
	奏神廟 1棟							
西門 1棟								
北門 1棟								
向唐門 1棟								
庫裏 1棟								
禪居庵摩利支天堂 1棟		P3	禪居庵	平成8年3月15日				
知恩院	御願堂 1棟	P4	知恩院	昭和62年4月15日				
	御願唐門 1棟							
	御願拜殿 1棟							
	鎮守堂 1棟							
四脚門 1棟								
南門 1棟								
黒門 1棟								
総門 1棟								
良正院鎮守堂 1棟		P5	良正院	昭和62年4月15日				
名勝	兩足院庭園		P6		昭和60年5月15日			
指定件数 小計			6件					
市	指定文化財(建造物)	長楽館 1棟 附 家具 30点		C1	個人	昭和61年6月2日		
		粟田神社	本殿	C2	粟田神社	平成8年4月1日		
			幣殿 附 棟札 2枚					
		尊勝院本堂 1棟		C3	尊勝院	平成8年4月1日		
	長楽寺本堂 1棟		C4	長楽寺	平成19年3月30日			
	史跡	三条通白川橋東入五軒町(三条白川橋)道標 1基		C5		昭和62年5月1日		
	名勝	知恩院方丈庭園		C6	知恩院	平成2年4月2日		
		清水家十牛庵庭園		C7	株式会社バックス・モリ	平成3年4月1日		
	天然記念物	知恩院のムクロジ		C8	知恩院	昭和58年6月1日		
	無形民俗文化財	青蓮院のクスノキ		C9	青蓮院	平成10年4月1日		
		おけらまいり		C10		昭和59年6月1日		
建仁寺四頭茶礼			C11	建仁寺四頭茶礼保存会	平成24年3月30日			
指定件数 小計			11件					
指定件数 合計			51件					

出典：国指定文化財データベース，京都府，京都市資料より作成

(8) 都市公園法／京都市都市公園条例

1) 公園施設の設置基準

都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場所であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。このような都市公園の性格から、公園敷地内の建築物によりその本来の機能に支障を生ずることを避けるため、都市公園法に基づき、都市公園の敷地面積に対する建築物である公園施設の建築面積の許容される割合（建ぺい率）の設置基準を2%としてきた。

本市においても、都市公園条例を制定し公園施設の設置基準を2%以下と定めたが、地域コミュニティの活性化や公園利用者の利便につながる施設を設置し、公園の魅力を向上させるため、5,000㎡以上の敷地面積を有する都市公園については、設置基準を4%以下と定めた。

平成26年度末現在、本市が管理する903箇所の都市公園は、そのほとんどにおいて公園施設の設置基準を満たしているが、円山公園（敷地面積86,641㎡）は便益施設等、公園の成り立ちの関係上、条例に定める設置基準（4%）を超えている。

表 17 京都市都市公園条例 公園施設の設置基準

公園施設の種別		法律及び 政令の基準	本市の基準	
			5,000㎡未満	5,000㎡以上
建築物		2%以下	左のとおり	4%以下
特例	休養施設、運動施設、教養施設、 備蓄倉庫、災害応急対策に必要な施設	+10%	左のとおり	
	開放性の高い休養施設等	+10%		
	休養施設又は教養施設のうち、 国宝や重要文化財等	+20%		
	仮設公園施設	+2%		

出典：京都市資料より作成

2) 都市公園円山公園に求められる機能等

円山公園は、都市公園法に基づく都市公園として、東山区民ふれあいひろばなどの行催事の場として活用されてきたが、良好な都市環境へ寄与する空間、広域避難場所としての都市の防災機能、音楽堂でのコンサートなど市民の憩いの場の形成、東山区や祇園四条地区の豊かな地域づくりへの寄与などの機能の充実が求められている。

さらに、平成28年（2016）の開園130周年、平成32年（2020）の東京オリンピックの開催に伴う、国内外からの来訪者の増加への対応を進めていくために、さらなる社会的役割を果たしていくため、利用の促進、管理運営体制の構築を検討している。

表 18 都市公園への要請と円山公園に求められる事項

項目	都市公園への要請	都市公園円山公園に求められること
良好な都市環境の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の防止 ・ヒートアイランド現象の緩和 ・生物多様性の保全、・緑地保全、・緑化推進 ・環境負荷の低減（省エネルギー、省資源） ・再生可能エネルギーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全によるヒートアイランド現象の緩和 ・公園管理に伴い発生した資源の有効活用
都市の防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難地、避難経路の確保 ・延焼防止 ・復旧、復興の拠点の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難場所としての防災機能の充実
憩いの場の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い年齢層の自然とのふれあいの場提供 ・レクリエーション活動拠点の確保 ・健康運動拠点の確保 ・文化活動拠点の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・四季の彩りを感じることができる場の提供 ・音楽堂でのコンサート、市民の森におけるイベント開催など、文化活動拠点の活用促進
豊かな地域づくりへの寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地のにぎわいの場の創出 ・地域の歴史的、自然的資源を活用した観光振興拠点の形成 ・地域間交流、連携拠点の確保 ・快適で個性豊かな地域づくりへの寄与 	<ul style="list-style-type: none"> ・円山公園周辺地域と連携した地域振興拠点の形成 ・平成 28 年（2016）の開園 130 周年を契機とした魅力的な公園づくり
観光振興への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な観光拠点の創出 ・来園者数の増加、リピーターの獲得 ・宿泊観光の促進 ・修学旅行の誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝公園を活かした魅力ある観光拠点の創出 ・便益施設等、多様な公園機能による来訪者数の増加、リピーターの獲得
国際化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日旅行の促進（ビジットジャパン） ・多言語化表記への対応 ・国際競争力のある魅力ある観光地の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年（2020）の東京オリンピック開催を契機とした、外国からの来訪者への対応 ・多言語化表記解説板の設置など、外国からの来訪者をおもてなしできる空間の整備
情報化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・最新情報機器の導入 ・スマートフォン、タブレットの普及に対応した情報発信 ・ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の IT 技術を活用した公園情報の発信や新たな公園の活用策の検討
少子高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインへの対応 ・新たな生きがいや生涯学習など、高齢者が活躍する場の提供 ・子育て世代への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー動線の確保、歩車分離等による安心で安全な公園づくり ・生涯学習や環境教育の場の提供
財政状況への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた財源の効果的な活用 ・戦略的な財政運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理費の財源の確保 ・公園の収益力の向上

第2項 現況の把握

(1) 周辺地域の現況

1) 立地

円山公園内の往来は、八坂神社から圓山山麓、青蓮院・知恩院から高台寺への往来が主であり、京都市広域からみても八坂の一角として極めて好立地にある。

公共交通機関としては、市営地下鉄東西線の三条京阪駅・東山駅、京阪祇園四条駅、阪急河原町駅と3種の経路と近接している。市バスは、祇園が最寄のバス停であり、東大路通と四条通を路線とする数多くの系統のバスが運行しているため、昼夜を問わず便数、利用者ともに多い。

表 19 京都駅からの名勝円山公園へのアクセス

区分	路線	最寄駅及び最寄のバス停
電車	市営地下鉄東西線	三条京阪駅，東山駅
	京阪電車	祇園四条駅
バス	市営バス（100系統，206系統）	祇園

出典：京都市資料より作成

2) 背景となる東山山麓

山公園の背景となる東山山麓の森林は、**国有林或いは民有林である。その森林域は**、昭和初期まで、京都の特徴ある山林景観と評されていたアカマツ林が広がっていたが、昭和9年(1934)の室戸台風による被害、昭和29年(1954)に発生した松くい虫によるアカマツの枯損、アカマツ林の衰退によるシイ林の拡大、平成17年(2005)に発生したナラ枯れ被害等により、山林景観が変容したとともに、森林としての健全性が損なわれている。

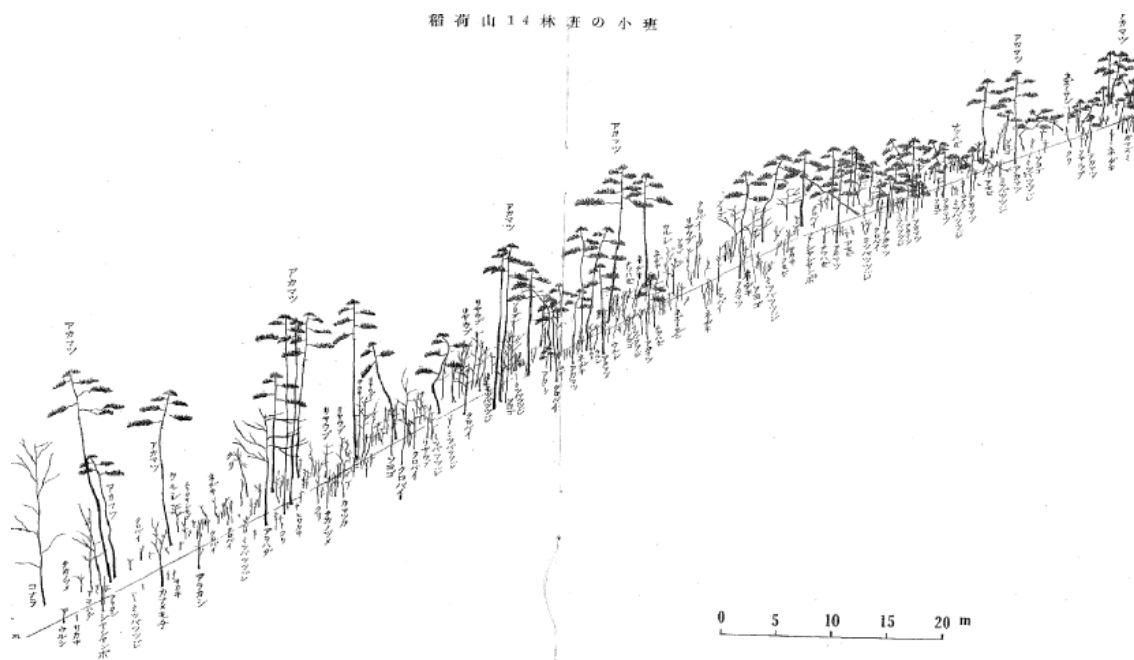


図 28 昭和初期における稲荷山におけるアカマツ林の状況

出典：京都大阪森林管理事務所資料 平成22年(2010)

東山山麓における松くい虫の被害は、昭和 39 年（1964）に最初のピークがあり、昭和 48 年（1973）以降に増加した。松くい虫被害が深刻化してアカマツ林が衰退した結果、シイ林が拡大し、円山公園の背景となる東山山麓の山林景観もシイ林が優占する山林景観へと変容している。

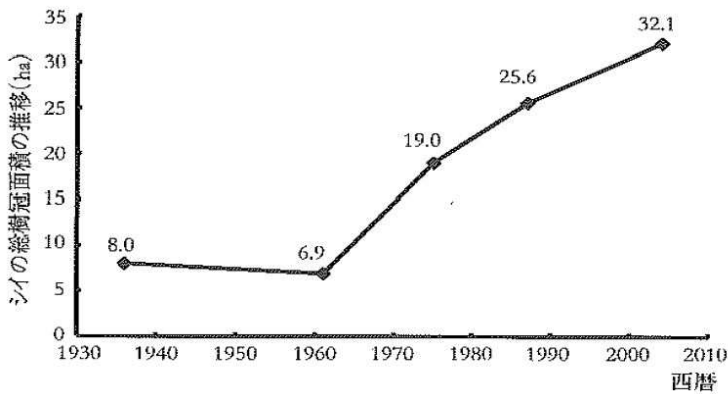


図 28 東山におけるシイ樹冠面積の推移
(奥田ほか (2007) を改変)

出典：京都大阪森林管理事務所資料 平成 22 年 (2010)



図 29 シイ林が広がる国有林の現状

出典：京都大阪森林管理事務所資料 平成 22 年 (2010)

さらに、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、コナラやシイが集団的に枯損するナラ枯れ被害が、平成 20 年代に全国的に深刻化し、京都市では、平成 17 年（2005）に東山山麓に位置する高台寺山国有林内で初めてその被害が確認され、平成 21 年（2009）には市北部及び南部の森林へ被害が拡大した。なお、平成 24 年（2012）の被害調査では、その被害本数が減少傾向にあることが確認されている。

現在、**国有林をはじめとした**東山山麓では、国、市などが連携しながら、アカマツ林の再生や、ナラ枯れ被害の拡大防止、被害地の復旧対策などによる健全性の確保など、各種取組が進められている。



図 30 ナラ枯れ被害木の処理状況

出典：出典：京都大阪森林管理事務所資料 平成 22 年 (2010)

(2) 名勝円山公園の現況

1) 地形・地割

(ア) 地形

円山公園は、京都市東山区の北端に位置し、青蓮院・知恩院を介して左京区に近接している。その東山山麓を越えると県境となり、その先は滋賀県大津市である。円山公園を東西方向に見ると、東山山麓から市街地へと高低差約70mのなだらかな自然地形となっており、東山山麓からは市街地を俯瞰、市街地からは東山山麓を見渡すことができる。

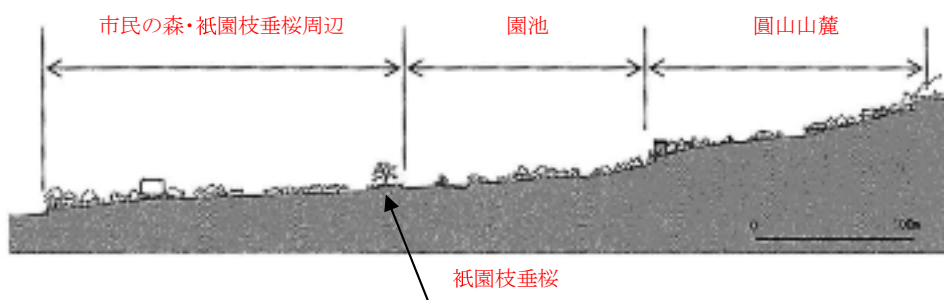


図 31 名勝円山公園の地形（東西方向）

出典：出村嘉史『京都東山山辺における近代以降の景観変容に関する研究』平成15年（2003）、126頁より作成

(イ) 地割

名勝円山公園は、圓山山麓²²の江戸期に安養寺境内を中心として賑わいをみせていた区域、武田五一と植治によって整備された庭園区域（以下「園池」という）から祇園枝垂桜周辺と市民の森に至る区域、音楽堂と雙林寺を中心とする区域、東大谷祖廟に至る参道を中心とする区域の4つの地割に区分できる。

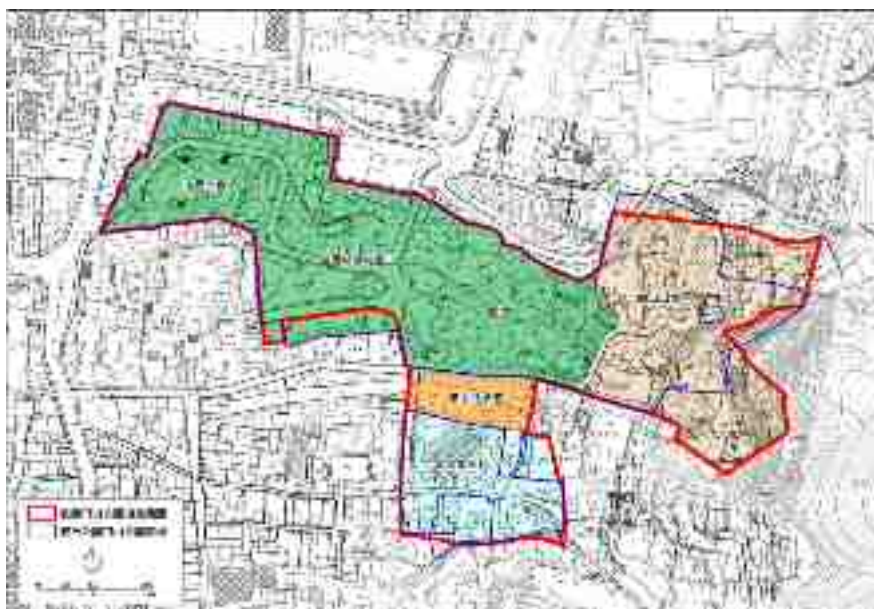


図 32 地割の現況

出典：京都市資料を基に作図

²² 円山公園東部は、東山三十六峰のうち円山に位置し、花洛名勝図会等の近世資料では当山を圓山と表記している。

2) 水系

名勝円山公園の水系には、流れと2つの水路がある。流れは、明治・大正期にかけて武田五一と植治が改良工事の際に整備したものであり、公園内には、その流れに水を供給する井戸取水ポンプと暗渠管が設置されている。水路は、ひょうたん池から市民の森につながる水路と、八坂神社から市民の森につながる水路であるが、現況としては、後者の水路に水は流れていない。

武田五一と植治が改良工事により整備した園池は、公共造園という新たな領域に取り組んだ進歩性あふれる作品とされている。特に、第二疏水の豊富な水を利用して、自然風の溪谷が滝石組によって表現され、流れを通じてひょうたん池までにつながる。さらに、流れに沿って、護岸石組や石燈籠などの石組・景石と、沢飛びや飛石を含む園路、橋、樹木や草本が配されている。現況としては、取水施設老朽化により疏水から取水を平成5年(1993)に休止し、水源を地下水に変更したため、水量の減少や良好な水質の確保が困難になっている。

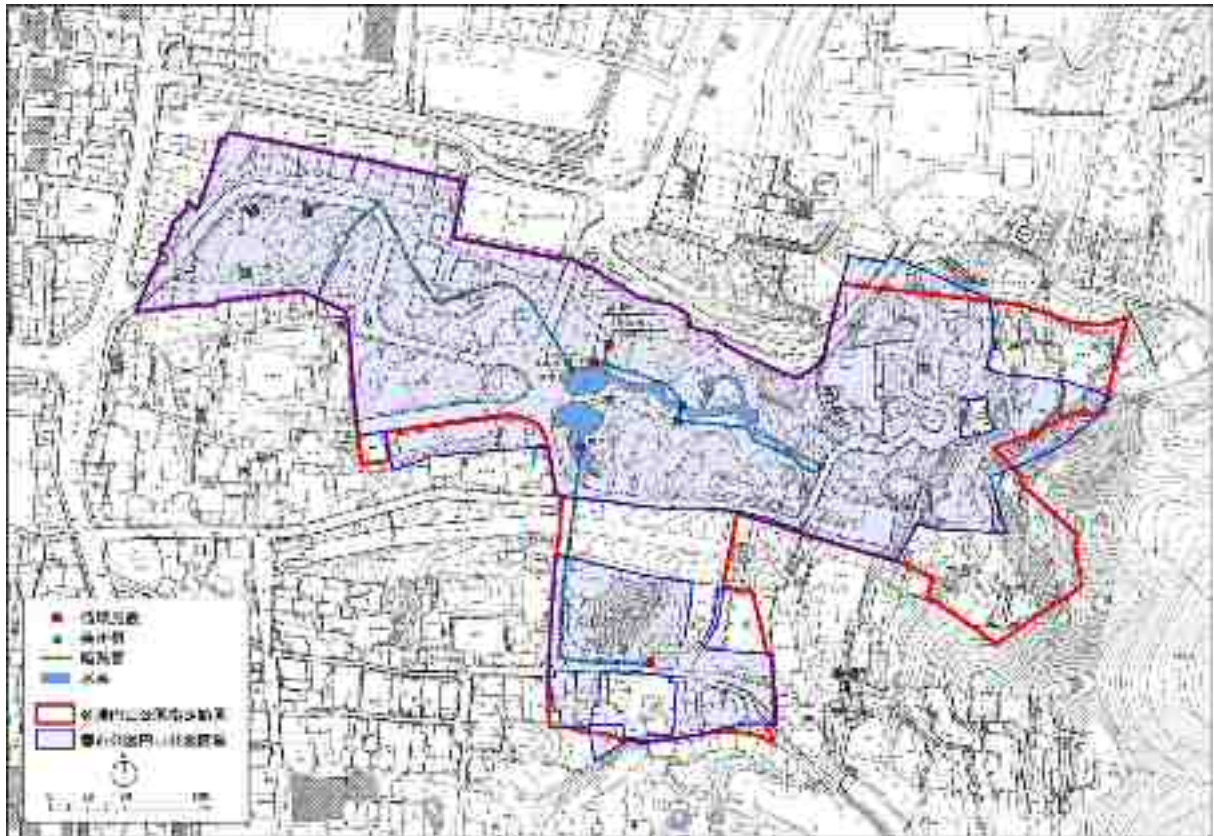


図 33 水系の現況

出典：京都市資料を基に作図